

寝屋川流域水害対策計画(変更)

平成 26 年 8 月 5 日

大阪府・大阪市・守口市・枚方市・八尾市・寝屋川市・大東市・柏原市・門真市・藤井寺市・東大阪市・四條畷市・交野市

目次

第1章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針.....	1	第9章 その他の浸水被害の防止を図るために必要な措置.....	27
第1節 流域の概要.....	1	第1節 流域水害対策計画の推進.....	27
第2節 現況施設の問題点・課題.....	5	第2節 流域水害対策計画等の住民への周知.....	27
第3節 基本的な考え方.....	6	第3節 農地の適正な保全.....	27
第4節 計画対象期間.....	7	第4節 生駒山系の保水機能の確保.....	27
第2章 都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨.....	8		
第1節 都市洪水防止の目標とする降雨.....	8	参考資料	
第2節 都市浸水防止の目標とする降雨.....	8	参考 市街化の状況.....	28
第3章 特定都市河川の整備.....	9	参考 寝屋川流域の文化財.....	29
第1節 都市洪水防止に係る河川整備に対する基本方針.....	9	参考 過去の水害の状況(1).....	30
第2節 主要施設の配置および基本的な諸元.....	9	参考 過去の水害の状況(2).....	31
第4章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備.....	10	参考 河川計画の比較.....	32
第5章 特定都市下水道の整備.....	12	参考 貯留実績.....	33
第1節 都市浸水防止に係る下水道整備に対する基本方針.....	12	参考 流出解析手法.....	35
第2節 特定都市河川流域内の河川への放流.....	12	参考 基本高水処理分担.....	36
第3節 下水道管理者が行う雨水貯留浸透.....	12	参考 寝屋川流域の主な地下空間.....	37
第6章 河川管理者および下水道管理者以外の者が行う浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透.....	15	参考 河川整備計画での施設整備.....	38
第1節 基本的な考え方.....	15	参考 下水道の雨水ポンプ施設の操作に関する要綱.....	39
第2節 流出抑制対策の実施方針.....	15	参考 流量配分図.....	43
第7章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作.....	16	参考 洪水予報通信連絡系統図.....	44
第1節 基本的な運転操作のルール.....	16		
第2節 寝屋川流域における下水道の雨水ポンプ施設の操作に関する要綱.....	18		
第3節 連絡・情報の伝達・共有、住民への周知.....	18		
第4節 フォローアップ体制の確保.....	18		
第8章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置.....	19		
第1節 防災情報の事前周知.....	19		
第2節 府民への広報や防災教育等.....	19		
第3節 洪水時及び発災時の情報伝達.....	21		
第4節 地下空間における対策.....	22		
第5節 建築物の耐水化.....	24		
第6節 水防体制.....	25		
第7節 円滑かつ迅速な避難の確保.....	26		
第8節 広域的な支援体制.....	26		

第1章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

第1節 流域の概要

(1) 概要

寝屋川流域は、大阪市東部を含む12市（大阪市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市）にまたがっており、その面積は267.6km²（東西約14km、南北約19km）で、東側を金剛生駒紀泉国定公園に指定されている生駒山地、西側を大阪城から南に伸びる上町台地で区切られ、北側と南側は淀川と大和川に囲まれている。

現在の寝屋川流域付近は、約7,000～6,000年前には生駒山麓まで入海であり、その後、淀川、大和川の度重なるはん濫や生駒山地からの流送土砂の堆積により、次第に陸化していき、後には河内平野と呼ばれる排水の悪い低湿地が形成された。その後、豊臣秀吉の時代には、淀川左岸の堤防の修築が行われたことにより淀川と寝屋川が分離された。また江戸時代には、庄屋中甚兵衛らの尽力で大和川の付替工事が行われたことにより、ほぼ現在の寝屋川流域が形成された。

流域の源は、流域の東縁に構える生駒山地に発している。上流域では、生駒山地を源とする支川の水を集めながら、寝屋川と恩智川が山に並行するように流れており、大東市住道で合流している。中流域及び下流域に入ると、寝屋川は、古川及び第二寝屋川と合流し、流域の唯一の出口である京橋口（大阪府中央区）を経て、流域外の旧淀川（大川）に合流する。旧淀川（大川）に合流した後は、大阪の中心部である中之島を経て西大阪地域に入り、大阪湾に注いでいる。

土地利用については、大阪市をはじめとする経済活性地域へのアクセスの利便性等から昭和30年代から市街地の拡大が顕著になり、中小企業が集積するとともに生駒山地の麓まで住宅地が形成されているなど市街化の進展した地域となっている。

寝屋川流域の約4分の3にあたる地域（主に流域の中・下流部）は、地盤が河川水面より低い低平地となっており、降った雨はそのままでは河川に流入できない内水域である。このような地域では、降った雨は一旦下水道によって集められ、ポンプにより河川に排水されている。これに対し、流域上流部では、地盤が河川水面より高く、降った雨が河川に自然に流入する外水域となっている。

また、流域では、寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、古川をはじめとする大小様々な河川が網目状に30河川（総延長約133km）も存在し、その上、寝屋川の河床勾配については下流から中流部では1/12,500程度、生駒山地の山裾を流れる上流部でも1/1,000程度と勾配が非常に緩やかで、大阪湾潮位の影響を受けるため、非常に複雑な流況となっている。最上流部の生駒山地を流下する支川は中下流部とは対照的に、河床勾配が1/90程度と勾配が非常にきつくなっている。

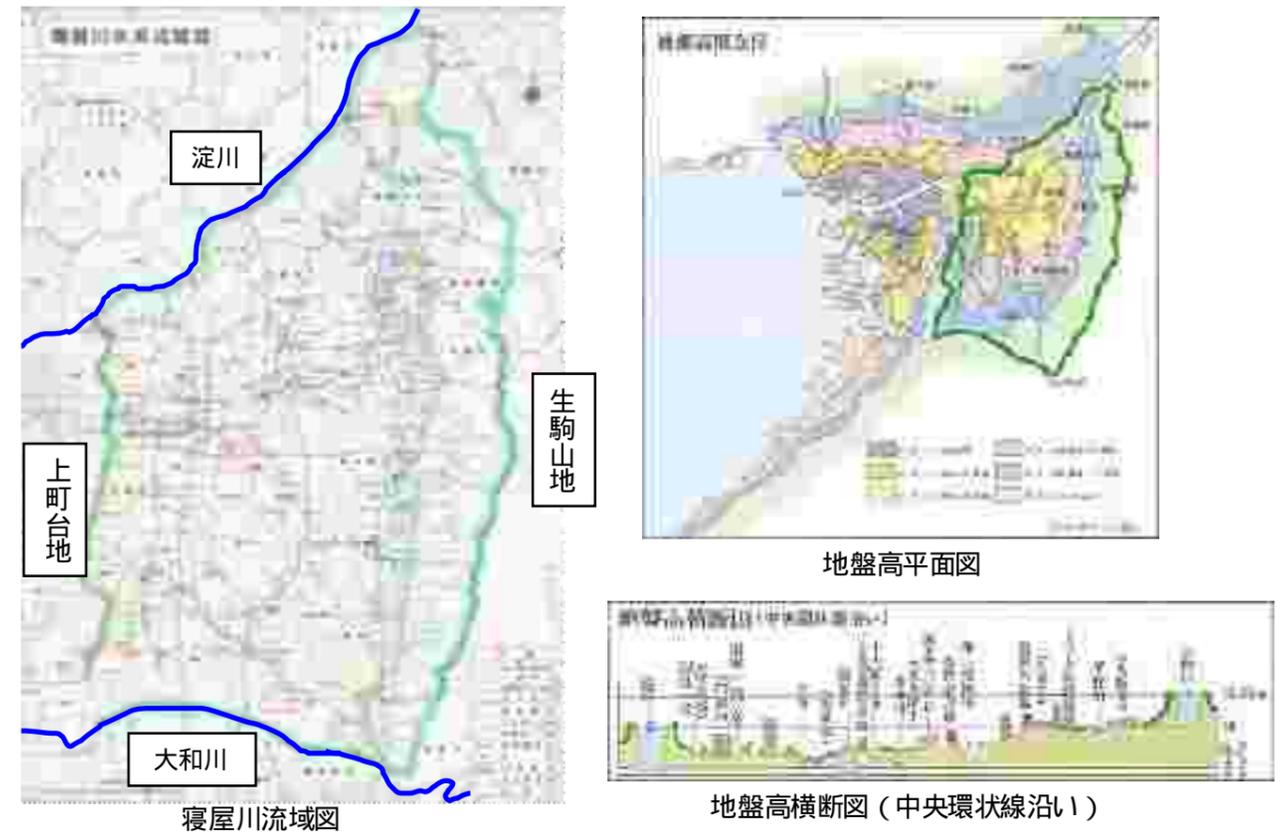


図 1.1 寝屋川の概況

第二寝屋川上流部（恩智川合流点周辺の市街化の変遷）



表 1.1 寝屋川流域内の河川

No.	河川名	河川延長	No.	河川名	河川延長
1	寝屋川	21,241m	16	御神田川	638m
2	恩智川	15,441m	17	楠根川	3,188m
3	第二寝屋川	11,630m	18	箕後川	1,165m
4	平野川	17,375m	19	鍋田川	2,864m
5	今川	4,508m	20	谷田川	2,570m
6	駒川	3,799m	21	権現川	2,957m
7	鳴戸川	1,100m	22	江蟬川	1,959m
8	平野川分水路	6,651m	23	清滝川	3,073m
9	古川	7,400m	24	清滝川分水路	1,000m
10	城北川	5,615m	25	讃良川	2,925m
11	大川	1,653m	26	岡部川	2,222m
12	日下川	359m	27	南前川	1,334m
13	音川	2,158m	28	打上川	2,800m
14	新川	861m	29	たち川	1,326m
15	長門川	1,521m	30	寝屋川導水路	1,743m
			計画	寝屋川北部地下河川	(11,380m)
				寝屋川南部地下河川	(13,650m)
				流域合計(計画を除く)	133,076m

(2) 寝屋川の歴史

現在の寝屋川流域付近は、約 7,000~6,000 年前には生駒山麓まで入海であったため、河内湖と呼ばれていた。その後、淀川、大和川の度重なる氾濫や生駒山地からの流送土砂の堆積等により、次第に陸化していき、後には河内平野と呼ばれるようになったが、排水が悪い低湿地で、その後も河川の氾濫等が絶えなかった。

そのため、寝屋川流域における治水の歴史は古く、仁徳天皇治政時代に日本で最初の堤防である「茨田堤」が築造された。その後、1594 年には豊臣秀吉が毛利・小早川・吉川の三家に命じて淀川左岸の堤防を修築させたのが「文禄堤」であり、これにより淀川と寝屋川が分離され、堤防上には京都伏見城と大坂を結ぶ最短陸路(後の東海道)が造られた。さらに、1704 年には河内郡今米村の庄屋中甚兵衛らの尽力で大和川の付替工事が行われたことにより、大河川からの洪水は大幅に減少した。しかし、一方で両河川による沖積作用を失う結果となり、河内平野のほとんどは、低湿地のまま取り残されることとなった。

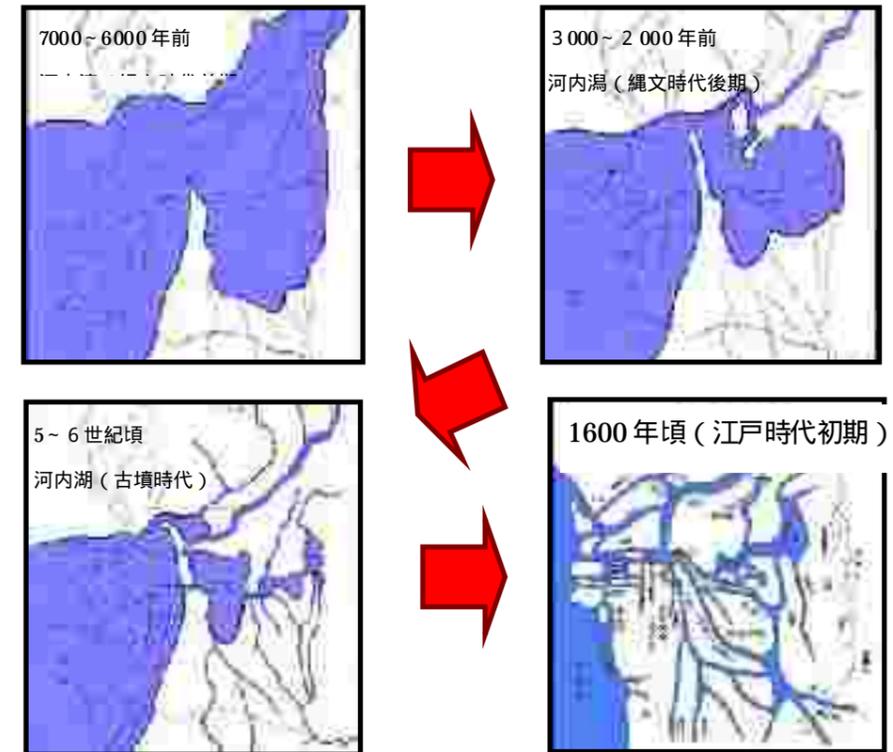
江戸時代には、鴻池善右衛門ら豪商たちが、この河内平野の池や低湿地を埋め立てて新田開発を盛んに行い、鴻池(新開池)や深野池などの大きな池も田畑にされたが、旧川筋の河床跡は砂質土で田畑には不向きであったため、地質的に適した綿づくりが盛んに行われるようになり、後に河内木綿の産地として全国にその名を知られるようになった。

また、このころの河川は、物資の輸送だけではなく生活に必要な交通路としても重要な役割を果たしており、屋形船で川をさかのぼる「野崎参り」や、京橋から大和方面への舟運の便もあった。また、平野川では、「柏原船(20石船)」が大坂と柏原の間を行き交っていた。

明治以降も宿命的な低湿地のため、開発は進まず、のどかな田園風景をみせていたが、戦後の産業・経済の発展と共に、大阪市に隣接するという地理的好条件のため市街化が急激に進行(参考 参照)し、現在に至っている。

このように古い歴史をもつ寝屋川流域は、水に関する多くの地名を残しているとともに、治水の歴史を刻む「茨田堤」「文禄堤」をはじめ、数多くの史跡、名勝、天然記念物、重要文化財等(参考 参照)が点在しており、歴史上も重要な地域となっている。

寝屋川流域の変遷



■茨田堤(400年頃)

- ・洪水から田畑を守るため、古川の上流に築造された輪中堤のようなものと考えられる。
- ・門真市堤根神社にその一部が残る。



茨田堤



■文禄堤(1594)

- ・豊臣秀吉は河内平野を淀川の氾濫から防ぐため文禄堤と呼ばれる堤防を築き、その上を街道とした。
- ・堤の名残といわれる盛土が守口市に残っている。

(3) 水害の発生状況 (参考、参照)

昭和以前では、大規模な洪水が発生すると、被災家屋は数万戸に達した。

平成以降は河川改修も進んだことから、過去に大規模な被害をもたらした降雨と同等もしくはそれ以上の降雨が降っても、被災家屋数は概ね1万戸以下となっているものの、近年においても依然浸水被害が発生している。

表 1.2 寝屋川における浸水被害歴(昭和以降)

年 月 日	気象要因	流域最大降雨量		浸水被害		
		時間最大 (mm)	総雨量 (mm)	床上(戸)	床下(戸)	計(戸)
昭和 27 年 7 月 11 日	梅雨前線	25.6	214.0	2,636	43,416	46,052
昭和 28 年 9 月 25 日	台風 13 号	38.0	192.0	3,200	48,553	51,753
昭和 32 年 6 月 26 日	梅雨前線・台風 5 号	62.9	326.1	-	-	-
昭和 42 年 7 月 8 日	梅雨前線	41.5	129.0	894	22,796	23,663
昭和 47 年 7 月 12 日～13 日	梅雨前線	20.0	237.5	6,138	37,273	43,411
昭和 47 年 9 月 15 日～16 日	台風 20 号	47.5	115.0	8,902	52,505	61,407
昭和 54 年 6 月 27 日～7 月 2 日	梅雨前線	25.0	268.5	1,044	12,043	13,087
昭和 54 年 9 月 30 日～10 月 1 日	台風 16 号	66.0	96.0	4,045	23,691	27,736
昭和 57 年 8 月 2 日～3 日	台風 10 号・低気圧	39.5	150.5	6,778	43,262	50,040
平成元年 9 月 2 日～3 日	秋雨前線	23.0	166.0	26	1,927	1,953
平成元年 9 月 14 日	秋雨前線	49.0	75.5	68	3,600	3,668
平成元年 9 月 19 日～20 日	台風 22 号	41.0	104.0	3	1,694	1,697
平成 7 年 7 月 2 日～6 日	梅雨前線	32.0	290.0	14	2,026	2,040
平成 9 年 7 月 9 日	梅雨前線	35.0	74.0	9	163	172
平成 9 年 7 月 13 日	梅雨前線	42.0	114.0	61	3,767	3,828
平成 9 年 8 月 5 日	低気圧	61.0	75.0	67	3,135	3,202
平成 9 年 8 月 7 日	前線	80.0	116.0	359	8,854	9,213
平成 11 年 6 月 26 日～27 日	梅雨前線	50.0	94.0	3	398	401
平成 11 年 6 月 29 日～30 日	梅雨前線	42.0	130.0	2	195	197
平成 11 年 8 月 10 日～11 日	熱帯低気圧	56.0	244.0	364	3,116	3,480
平成 11 年 9 月 17 日	局地的豪雨	88.0	106.0	85	3,872	3,957
平成 15 年 5 月 8 日	前線	47.0	80.0	15	611	626
平成 16 年 5 月 13 日	前線	41.0	89.0	22	310	332
平成 16 年 10 月 20 日	台風 23 号	42.0	134.0	15	490	505
平成 20 年 8 月 6 日	局地的豪雨	63.5	73.5	183	2,357	2,540
平成 23 年 8 月 27 日	局地的豪雨	77.5	88.0	65	1,486	1,551
平成 24 年 8 月 14 日	局地的豪雨	111.0	159.0	2,554	17,080	19,634

(昭和50年代以降内水浸水の割合が高い)

昭和 32 年 6 月前線性豪雨

寝屋川流域整備計画の計画対象降雨となった戦後最大実績降雨(八尾)



東大阪市稲田楠根連絡所付近



近鉄奈良線 八尾の里駅付近

昭和 47 年 7 月豪雨



大東市役所前

昭和 57 年 8 月台風 10 号及び低気圧



S57 東住吉区

平成元年 9 月秋雨前線
寝屋川治水緑地最大貯留



H-1 寝屋川治水緑地流入状況

平成 11 年 8 月豪雨
恩智川治水緑地最大貯留



H11 恩智川治水緑地

平成 23 年 8 月 27 日局地的豪雨
寝屋川南部地下河川貯留状況



今川立坑(大阪市東住吉区)

平成 24 年 8 月 14 日豪雨



H24.8 寝屋川市

(4) 治水事業の沿革（参考 参照）

年	改修の経過および沿革
明治	44 大阪市第1回下水道改良事業着手
	24 東大阪市(旧布施市)下水道事業着手
	25 改修計画調査の方針を樹立 ジェーン台風大阪を襲う 浸水面積61km ²
	26 守口市下水道事業着手
	27 寝屋川調査事務所設立 前後三回異常出水による浸水被害大(砂防指定地取締規制制定)
	28 台風13号襲来、浸水面積77km ² 、浸水被害51,753戸 全体計画に基づく砂防工事に着手(生駒山麓諸河川) 「寝屋川水系調査報告書」を発表
	29 「寝屋川改良工事全体計画」(計画高水流量536m ³ /s) 寝屋川改修工事に着手
	30 「低湿地緩流河川の治水論」 寝屋川水系に関する実証的調査研究 を発表し調査を集大成鴻池堰の改築竣工 第二寝屋川開削工事起工 長瀬川の改修(築留用水改良事業30~35)
	31 古川改修(東大阪農業水利改修事業31~46)
	32 東大阪水害、既往最大の集中豪雨を八尾で記録、浸水被害111,774戸、生駒山系土砂崩壊被害激甚
	34 城見橋改築、下八箇荘ポンプ場完成
	35 中浜処理場完成、城北ポンプ場完成、八尾市下水道事業着手、中浜(東)下水処理場通水
	36 第二室戸台風襲来、高潮により寝屋川各所で溢水、浸水被害大 浸水面積27km ²
	38 寝屋川改良工事計画変更認可(第二寝屋川のルート変更) 中浜(西)下水処理場通水
	39 寝屋川水門完成
	40 寝屋川ポンプ場完成 地盤沈下対策として大阪府工業用水道建設に着手(対象:東大阪地域、堺) 寝屋川流域下水道事業着手(全国初)(計画降雨確率年5年)
	41 東大阪地区地下水汲上げ規制実施 恩智川上流部改修に着手 今福下水処理場通水
昭和	42 7月豪雨、浸水被害23,663戸 三大アーチ型防潮水門建設着手、門真市下水道事業着手 菊水ポンプ場通水、放出下水処理場通水
	43 恩智堰(ファブリダム)竣工 第二寝屋川全川通水、太平ポンプ場通水、小阪ポンプ場通水
	44 平野川上流部改修に着手 寝屋川市、大東市下水道事業着手 水野ポンプ場通水
	45 淀川中流部太閤より浄化用水を導入(20m ³ /s) 都市小河川改修事業発足 3大アーチ型水門竣工(安治川、木津川、尻無川)
	46 楠根川改修に着手 柏原市、四條畷市下水道事業着手
	47 7月豪雨(浸水被害43,411戸)、9月20号台風(浸水被害61,407戸)と前後2回にわたって、大東市、東大阪市中心として浸水被害を受ける。(大東水害訴訟) 寝屋川上流部暫定計画完成 東大阪地域防災総合対策連絡会議設立される。 毛馬排水機場の建設に着手、枚方市下水道事業着手 鴻池処理場通水、桑才ポンプ場通水、川俣処理場通水、川俣ポンプ場通水、平野下水処理場通水
	48 寝屋川地域防災総合対策連絡会議設立される。 恩智川上流部暫定計画完成(中高橋まで)
	49 茨田ポンプ場通水
	50 新家ポンプ場通水
	51 「寝屋川改良工事全体計画変更」(基本高水流量1650m ³ /s)
	54 6月豪雨(浸水被害13,087戸)、9月豪雨(浸水被害27,736戸)
	56 平野川調節池着手、毛馬排水機場完成、深野北ポンプ場通水 弁天抽水所(天王寺弁天幹線)概成
	57 8月豪雨、大阪府東部および南部を中心に広範囲に浸水被害を受ける。(浸水被害50,040戸)(育和水害訴訟) 長吉ポンプ場通水
	59 東大阪市増補幹線事業に着手

年	改修の経過および沿革
昭和	60 今津貯留池完成(26,000m ³)
	62 萱島ポンプ場通水
	63 「寝屋川流域都市水防災総合計画」策定 「寝屋川改良工事全体計画」変更(流域基本高水流量2700m ³ /s) 寝屋川導水路改修工事着手、小阪合ポンプ場通水
元	八戸の里雨水貯留施設完成(第1期 8,000m ³) 9月に三回の豪雨(浸水被害1,953戸・3,668戸・1,697戸)
	2 「寝屋川流域整備計画」策定 流域調節池事業として香里西調節池完成(8000m ³)(全国初) 寝屋川南部地下河川・加美調節池着手 平野川調節池1期事業完成(平野立坑~西脇立坑~今川立坑:14万m ³)
	3 寝屋川治水緑地完成(146万m ²)、大正川流域調節池完成(1.4万m ³) 寝屋川流域下水道の計画対象降雨を見直し、それに伴い増補幹線を計画決定(計画降雨確率年を10年に1/10アップ) 大枝調節池供用開始、守口市増補管工事に着手
	4 寝屋川北部地下河川・古川調節池着手
	5 藤井寺市下水道事業着手
	6 恩智川治水緑地福万寺 期完成(46万m ³)、志紀流域調節池完成(1.0万m ³) 新池島ポンプ場通水 寝屋川北部流域下水道雨水ポンプ設備全台完成
	7 7月豪雨(浸水被害2,040戸) 寝屋川導水路改修工事完成、布施駅前流域調節池完成(1.2万m ³)、三ツ島流域調節池完成(2.4万m ³) 「寝屋川改良工事全体計画」変更
	8 打上川治水緑地完成(27万m ³) 寝屋川南部地下河川・久宝寺調節池着手 平野川調節池2期事業完成(今川立坑~桃ヶ池立坑:10万m ³)
	9 7月に二回の豪雨(浸水被害172戸・3,828戸)、8月に二回の豪雨(浸水被害3,202戸・9,213戸) 太閤排水機場完成(135m ³ /s) 恩智川治水緑地池島 期一部供用開始(30万m ³) 南郷流域調節池完成(1.0万m ³)、長瀬流域調節池完成(2.3万m ³)
	10 植付ポンプ場通水
	11 6月に二回の豪雨(浸水被害401戸・197戸)、8月豪雨(浸水被害3,480戸)、9月豪雨(浸水被害3,957戸) 門真寝屋川(二)増補幹線一部完成(H12~貯留運用実施)
平成	12 住之江抽水所(なにわ大放水路)完成(73m ³ /s) 深野ポンプ場通水 御幸西流域調節池完成(2.0万m ³)、中鴻池流域調節池完成(2.01万m ³)
	13 花園多目的遊水地完成(32万m ³) 恩智川治水緑地 期概成予定 池島・福万寺(89万m ³)、一番町流域調節池完成(1.5万m ³) 東大阪市宝町地区(旧宝町処理場跡地)に流域調節池(河川事業)と雨水貯留池(下水道事業)の合築事業に着手 平野川調節池3期事業完成(平野立坑~西脇立坑~今川立坑:12万m ³)
	14 寝屋川北部地下河川・古川調節池完成(9万m ³) 寝屋川南部地下河川・加美調節池(11万m ³)、久宝寺調節池完成(8万m ³) 「淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画」策定 中央(二)増補幹線完成(貯留運用実施)、寝屋川南部流域下水道雨水ポンプ設備全台完成
	15 5月豪雨(浸水被害626戸) 萱島流域調節池完成(2.6万m ³)、八尾広域防災基地流域調節池完成(3.2万m ³) 寝屋川流域下水道幹線完成(分流汚水幹線及び増補幹線を除く。)
	16 5月豪雨(浸水被害332戸)、台風23号(浸水被害505戸) 大東(二)増補幹線一部完成(貯留運用実施) 都島第2幹線完成(31,000m ³)
	17 大久保流域調節池完成(1.6万m ³)、東諸福流域調節池完成(2.6万m ³)
	18 「寝屋川流域水害対策計画」策定 八戸の里公園流域調節池完成(3.67万m ³)
	19 宝町流域調節池完成(2.2万m ³)
	20 8月豪雨(浸水被害2,540戸)
	21 松原南流域調節池完成(3.3万m ³)、大東中央流域調節池完成(5.69万m ³)
	22 朋来流域調節池完成(4.7万m ³)、新家流域調節池完成(5.0万m ³)、門真南流域調節池完成(3.5万m ³) 大日南流域調節池完成(2.0万m ³)、千里丘寝屋川線下(仁和寺)流域調節池完成(1.6万m ³)
	23 寝屋川南部地下河川若江調節池完成、寝屋川南部地下河川と下水道増補幹線が一体運用開始 寝屋川北部地下河川・北島調節池完成(4万m ³) 8月豪雨(浸水被害1,551戸)
	24 茨田(二)増補幹線完成 8月豪雨(浸水被害19,634戸)

第2節 現況施設の問題点・課題

- 流域の土地利用については、昭和 30 年代から市街地の拡大が顕著になり、現在、流域の全ては都市計画区域内にあり、そのうち市街化区域が約 78% を占める。
- 流域の約 4 分の 3 を占めている内水域には、宅地や工場といった資産が集中しており、被害ポテンシャルが大きい。
- 遊水地等の整備や河川改修の進捗に伴い、外水による溢水の危険性は少なくなったが、急激な都市化に伴って、内水域からの雨水流出量が増大したため、雨水排水施設の能力を超え、浸水するという内水被害が頻繁に繰り返されている。なお、遊水地等の貯留実績（参考 参照）については、供用開始以降ほぼ毎年のように洪水を貯留しており、下流への流量低減に大きく寄与している。
- このため、河道改修や遊水地等の整備を行う治水対策に加えて、行政（河川部局・下水道部局）と流域住民等が共同で内水域の治水安全度を向上させるための計画として、寝屋川流域整備計画（平成 2 年 5 月）を策定し、この計画に基づいて河川、下水道で行う放流・貯留施設の整備、公共や民間による流域対策を実施してきた。
- 内水域における整備メニューのうち、河川管理者が整備する地下河川等は、規模が大きく全区間完成には多大な費用と期間を要する。平成 24 年度末時点での進捗率は約 40% であり、工事完成区間は、暫定的に調節池として供用している。
- また、浸水地域の被害を解消するため、河川管理者は過去の浸水実績や土地利用の状況及び設置位置の状況等を考慮して優先順位の高い箇所から順次、公園や駐車場等の地下に雨水を一時的に貯留する流域調節池等を設置しているが、用地確保が困難であることなどの理由から平成 24 年度末時点での進捗率は約 35% となっている。
- 下水道は、1/10（概ね 10 年に 1 回程度の大雨）に対する治水安全度を確保するために下水管渠、排水ポンプ施設、貯留施設の整備を行っている。このうち、平成 3 年度に新たに位置づけた流域下水道増補幹線については、密集した市街地での立坑用地の確保が困難なことや整備に多大な費用を要するなどの理由により、平成 24 年度末時点での進捗率は約 67% となっている。
- 内水域においては、河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う対策として、民間開発や公共による面整備に伴う流出抑制施設の整備を進めてきているが、田畑、荒地等の空地が少ないこと、学校、公園等の流域対応施設の設置可能な公共用地が限られていること、再開発時の貯留確保が困難であることなどの理由から、平成 24 年度末時点での進捗率は約 30% となっている。
- このような総合治水対策を進めてきたが、用地の確保が思うように進まないことや財政上の問題などから、整備の進捗が遅れている状況にあり、今後、内水域の治水安全度を速やかに向上させるためには、特定都市河川及び特定都市河川流域として、より一層、行政（河川部局・下水道部局・防災部局等）と流域住民等が一体となって、法律や府条例等に基づき、内水による浸水被害の解消に向けた対策に取り組む必要がある。
- 近年は、目標とする降雨（第 2 章参照）を上回る短時間集中豪雨が頻発し、下水道施設の排水能力を一時的に超えることによる内水浸水が発生している。このような河川や下水道の能力を上回る豪雨に対する備えとして、地域住民自らが避難行動を起こすことや、住宅の耐水化、各戸貯留による雨水の流出抑制など、自助による対策も必要となっている。

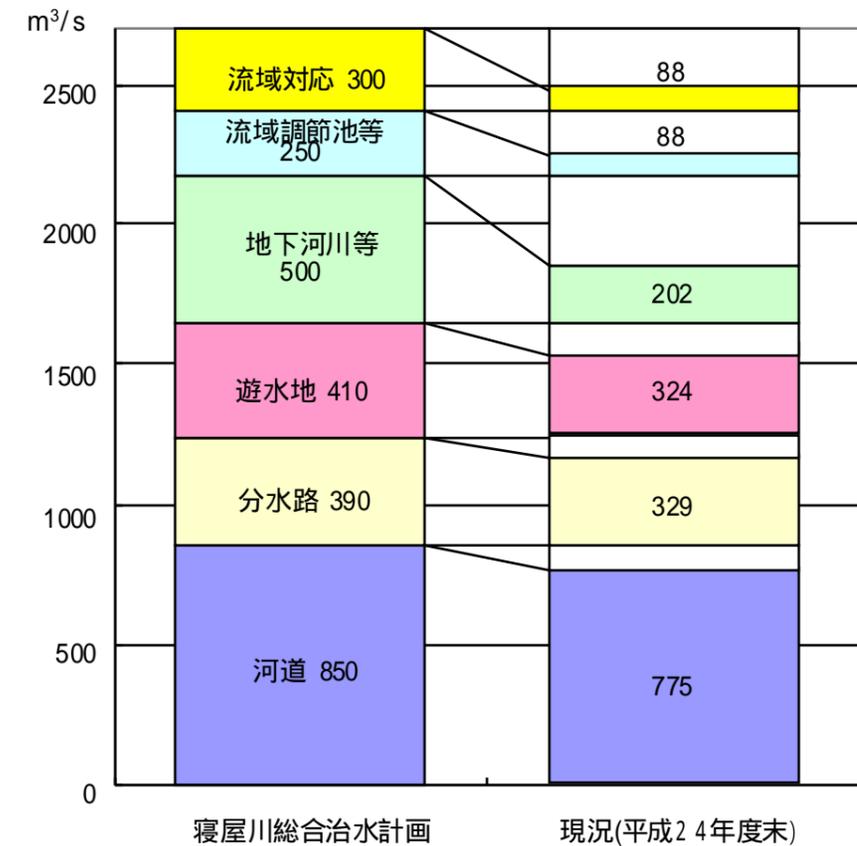


図 1.2 将来計画の流量分担に対する実施状況

第3節 基本的な考え方

【基本理念】

- 当該流域の内水域における都市化の進展は著しく、河川からの氾濫、内水浸水を問わず、ひとたび浸水が起これば、甚大な被害が発生することから、行政（河川部局・下水道部局・防災部局等）と流域住民等が一体となって浸水被害の解消を目指す。

【整備・保全に係る基本方針】

- 当該流域の内水域においては、都市化の進展に伴う流域の保水・遊水機能の低下による雨水流出量の増大により、浸水被害が繰り返されている。このため、河川及び下水道の整備と併せて、河川・下水道管理者以外の管理者等が校庭貯留や棟間貯留などの流域対策を実施している。今後は、より一層、行政（河川部局・下水道部局等）と流域住民等が一体となってこれらの対策を推進する。
- 当該流域の内水域は都市化が進行しているため、内水域からの流出に対しては、河川の拡幅等により雨水を全量河道で処理するような整備を行うことは困難であることから、地下河川の整備に加え、貯留施設である下水道貯留施設や流域調節池を整備することにより治水安全度の向上を図る。
- 山林や田畑など自然の持つ保水・遊水機能の維持・回復を促進する。
- 特定都市河川浸水被害対策法で、規制の対象となる一定規模（1,000m²）以上の雨水浸透阻害行為については、当該法律に基づく流出抑制対策を実施するとともに、規制の対象とならない小規模開発や再開発等に対しても、大阪府及び流域市の条例や要綱等に基づき、可能な範囲で各戸貯留や貯留浸透など雨水の流出抑制施設の設置を指導していく。
- 既存の防災調整池や浸透施設は全量保全を目指すとともに、必要に応じて自治体への管理移管により雨水の流出抑制に努める。特に 100m³以上の既存の防災調整池については保全調整池の指定についても検討する。

【被害の拡大防止に係る基本方針】

- 浸水被害の拡大防止を図り、府民の迅速かつ安全な避難に資するため、積極的な防災情報の事前周知に努める。
- 浸水発生時においては、行政内部（河川部局・下水道部局・防災部局等）が相互に連携し、流域住民や関係機関への迅速かつ正確な情報伝達に努めるとともに、流域外からの旅行者等に対しても、適切な情報を提供する。
- 特に、要配慮者に対しては、様々な媒体を活用し、映像、図等により、多様な手法でわかりやすい情報の伝達に努める。
- なお、ホームページ等を活用した情報提供については、過度のアクセス集中による回線の麻痺に対する措置についても併せて検討する。
- また、洪水ハザードマップの作成・公表・配布並びに防災教育・広報等のソフト対策により浸水発生時の被害拡大防止に努める。

- 地下街や地下室への浸水は、たとえ小規模・小水深であっても、大きな被害を発生させる可能性があるため、極力浸水が生じないような対策を講じる。
- また、特に浸水が頻発する地域においては浸水が生じても被害を最小限にとどめるよう、建物の耐水化に向けた啓発を図るとともに、地域単位での耐水化等が一層促進するよう適切な方策についても検討する。
- 都市洪水、都市浸水又は高潮の際には、大阪府、水防管理団体（流域市、水防事務組合）をはじめ流域住民の参加も得て水防活動にあたる。
- 地域防災計画等で指定されている避難場所については、その安全性を確認するとともに、要配慮者に対する安全な避難経路、避難場所の確保に努める。
- 大規模水害の発生に備え、広域的な支援体制や避難体制の確立に努める。

(1) 外水処理に対する基本的な考え方

- 外水処理に対する目標整備水準は、河川整備の将来目標水準である戦後最大実績降雨とする。
- 外水域からの雨水を安全に流下させ、地域の治水安全度を向上させるため、河川整備を実施する。
- 目標とする洪水流量を安全に流下させるため、河道で処理できない流量は遊水地等を併用する。
- 既存施設を適切に維持管理するため、堤防の質的強化など必要な整備を行う。

(2) 内水処理に対する基本的な考え方

- 下水道整備においては、雨水流出の地域特性を考慮した整備を行う。
- 多くの流域では内水域において、下水道管理者が、雨水を速やかに排除する施設整備を行い、下水道計画降雨に対するピーク流量を河道への放流量とすることができれば、下水道計画降雨によるピーク流量以下の流出については、どのような波形に対しても安全に流下させることができる。しかし、寝屋川流域の内水域は都市化が進展しており、河道整備（地下河川を含む）のみで、内水域からの流出量を全量受け持たせることは困難であることから、内水域における処理分担は次の考え方を原則とする。

内水域の流出量に対して、下水道計画降雨に対するピーク流量を全量受け持つだけの河道整備（地下河川を含む）を行うことは、経済性・合理性に欠けるため、下水道管理者は下水道計画降雨に対して、約 1/5（概ね 5 年に一回程度の大雨に対する流出量）までは放流施設で河川へ排水し、それ以上については貯留施設（図 1.3 中 ）で対応することを基本とする。

下水道管理者が都市浸水防止の目標とする降雨に対して整備する貯留施設に加え、河川管理者は都市洪水防止のため、都市洪水防止の目標とする降雨に対して必要な貯留施設（図 1.3 中 ）の整備を行う。

ただし、都市浸水防止の目標となる降雨によるピーク流量を超える部分については、河川管理者及び下水道管理者の行う貯留施設の対象外とし、流域対策により治水安全度の向上を図ることを前提とする（図 1.3 中 ）。

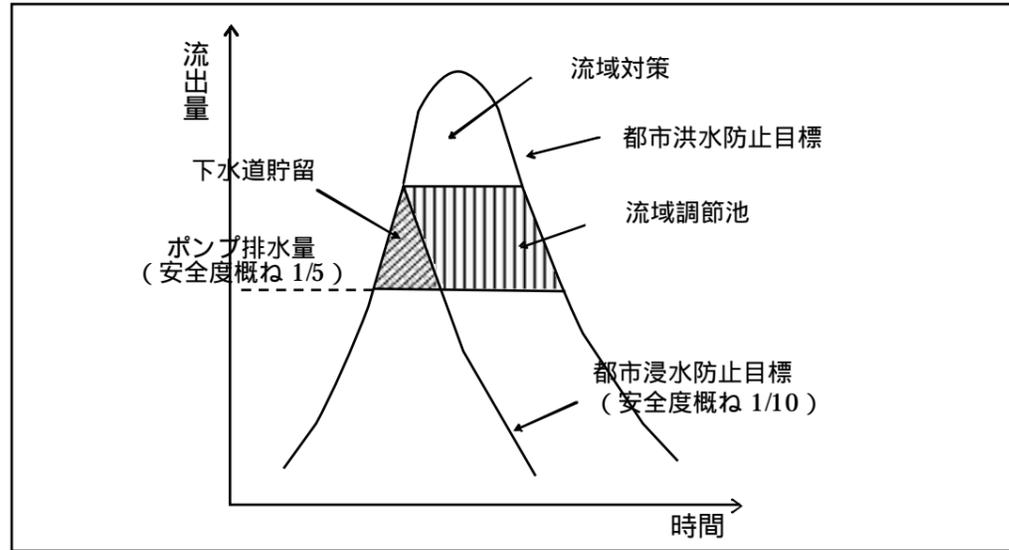


図 1.3 内水域における洪水処理分担のイメージ

第4節 計画対象期間

- 流域水害対策計画の計画対象期間は、概ね 60 年間とする。

第2章 都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨

第1節 都市洪水防止の目標とする降雨

寝屋川ブロック河川整備計画では、戦後最大実績降雨（八尾観測所、昭和32年6月26日、最大時間雨量62.9mm、最大24時間雨量311.2mm）による洪水を安全に流下または貯留させることを長期の目標としている。

当該流域水害対策計画においては、目標年次までに、この長期の目標に対する整備（基本高水のピーク流量 $2,400\text{m}^3/\text{s}$ ）の完了を目指すことから、都市洪水防止の目標降雨は、八尾実績降雨（昭和32年6月26日降雨）を用いる。

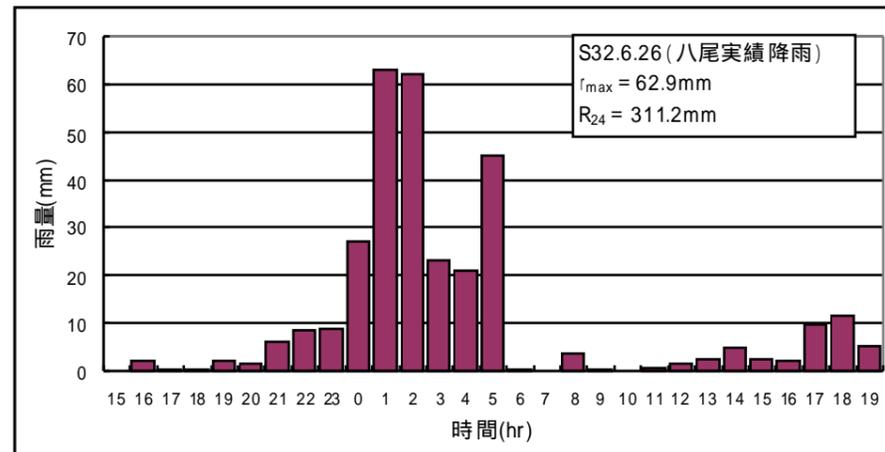


図 2.1 都市洪水防止の目標とする降雨

第2節 都市浸水防止の目標とする降雨

都市浸水防止の目標降雨は、寝屋川流域における既定の総合治水対策計画及び現在の整備状況を踏まえ、概ね10年に一回程度の雨を対象とした各下水道管理者の既定の下水道計画（全体計画）の目標降雨を用いる。

ただし、現在概ね5年に一回程度の雨を対象としている区域については、概ね10年に一回程度の雨を目標降雨とする。

表 2.1 都市浸水防止の目標とする降雨

下水道事業	事業主体	規模 (超過確率年) [年]	降雨量 (時間最大降雨) [mm/時]	備考 (時間分布)
流域下水道	大阪府	10	54.4	ピーク位置0.75 中央集中降雨
流域関連公共下水道	大阪市	概ね10	60.0	近似的に、ピーク位置0.50、 中央集中型
	枚方市	10	54.4	ピーク位置0.50 中央集中型
	守口市	10	54.4	ピーク位置0.75 中央集中型
	寝屋川市	10	54.4	ピーク位置0.75 中央集中型
	大東市	10	54.4	ピーク位置0.75 中央集中型
	門真市	10	54.4	ピーク位置0.75 中央集中型
	四條畷市	10	54.4	ピーク位置0.75 中央集中型
	交野市	10	54.4	ピーク位置0.75 中央集中型
	東大阪市	10	54.4	ピーク位置0.75 中央集中型
		10	52.6	ピーク位置0.50 中央集中型
	八尾市	10	54.4	ピーク位置0.75 中央集中型
	柏原市	10	52.5	ピーク位置0.75 中央集中型
	藤井寺市	10	54.4	ピーク位置0.75 中央集中降雨
	単独公共下水道	大阪市	概ね10	60.0
	守口市	10	54.4	ピーク位置0.75 中央集中降雨
単独関連公共下水道	東大阪市	10	52.6	ピーク位置0.50 中央集中型
	八尾市	概ね10	60.0	近似的に、ピーク位置0.50、 中央集中型

交野市全域及び大東市・東大阪市の一部区域については、現在計画降雨確率が概ね5年に一度の区域を有する。

第3章 特定都市河川の整備

第1節 都市洪水防止に係る河川整備に対する基本方針

都市洪水処理については、都市洪水防止の目標とする降雨である八尾実績降雨時の外水域からの流出量を安全に流下させるとともに、内水域からのポンプ排水分についても安全に処理することができるように、流域対策とあわせて河道整備、分水路、遊水地、地下河川の整備を行う。

第2節 主要施設の配置および基本的な諸元

河川管理者は、都市洪水による浸水を防止するため、河道整備により 850m³/s、分水路の整備により 255m³/s(他に下水道管理者による放流 135m³/s)、遊水地の整備により 410m³/s を安全に流下させる。

また、内水域からの流出量を安全に処理するため、地下河川の整備により 430m³/s の処理を行う。

都市洪水対策として河川管理者が行う河道整備、分水路、遊水地、地下河川の位置および諸元を表 3.1～表 3.4 に示す。

表 3.1 河道整備

河川名	番号	工事実施区間	事業内容	延長
寝屋川	1	JR 学研都市線及び大阪外環状鉄道 寝屋川橋梁部	河道改修	L=0.1km
		北橋外	橋梁改築	
第二寝屋川		古大和橋外	橋梁改築	
古川	2	門真大橋外	橋梁改築	L=2.2km
		門真大橋上流～上流端	河道改修	
恩智川	3	薬師橋下流～上流端	河道改修	L=5.5km
		三箇大橋外	橋梁改築	
平野川		城東橋外	橋梁改築	
大川	4	旧国道 170 号～上流端	河道改修	L=0.7km
音川	5	旧国道 170 号～上流約 0.4km	河道改修	L=0.4km
城北川	6	寝屋川合流点～上流約 0.5km	河道改修	L=0.5km
		今福大橋外	橋梁改築	
平野川分水路	7	JR 学研都市線及び大阪外環状鉄道 城東運河橋梁部	河道改修	L=0.1km
		南放出橋外	橋梁改築	
権現川	8	国道 170 号～上流端	河道改修	L=2.5km
日下川	9	宮前橋～国道 170 号	河道改修	L=0.2km

注：番号は整備箇所図(P11 図 4.2)の番号を示す。

表 3.2 分水路機能の整備

名称	番号	放流量	備考
毛馬排水機場		250m ³ /s	
太間排水機場		135m ³ /s	完成施設

注：番号は整備箇所図(P11 図 4.2)の番号を示す。

表 3.3 遊水地の整備

名称	番号	貯留量	備考
寝屋川治水緑地		146 万 m ³	完成施設
打上川治水緑地		27 万 m ³	完成施設
恩智川治水緑地	10	165 万 m ³	
恩智川(花園)多目的遊水地		32 万 m ³	完成施設
恩智川(法善寺)多目的遊水地	11	16 万 m ³	

注：番号は整備箇所図(P11 図 4.2)の番号を示す。

表 3.4 地下河川の整備

名称	番号	工事実施区間	規模
寝屋川北部地下河川	12	都島区中野町～寝屋川市讃良東町 鶴見区横堤～門真市松生町	放流量 250m ³ /s
寝屋川南部地下河川	13	西成区南津守～東大阪市若江西新町	放流量 180m ³ /s

注：番号は整備箇所図(P11 図 4.2)の番号を示す。

第4章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備

- 寝屋川流域の約4分の3にあたる内水域は、地盤が河川水面より低い低地であり、浸水常襲地域となっている。
- 多くの流域では、内水域において、下水道管理者が速やかに河川へ排水する施設整備を行っている。
- しかし、寝屋川流域の内水域は市街化が進展しており、内水域からの流出量を全量受け持つだけの河道整備（地下河川を含む）を行うことは困難であり、河道整備だけで治水安全度を向上させるには限界がある。
- したがって内水域においては、河道への放流量を超える流出量を貯留するため、下水道管理者が都市浸水防止の目標降雨に対して行う雨水貯留浸透施設の整備に加え、河川管理者は都市洪水防止のため、都市洪水防止の目標とする降雨に対して必要な流域調節池等の雨水貯留施設の整備を行う。
- 流域調節池については、京橋口換算流量 2,150m³/s から 2,400m³/s(基本高水流量)の間の洪水を貯留施設により処理するものとする。
- 全体の施設配置については、効率的かつ効果的な取排水という観点から見直すとともに、河川や道路の地下空間の積極的な活用も視野に入れ、必要に応じて、公共施設だけでなく民有地の地下についても検討し、将来的に計画貯留量が確保できるよう適切な配置に努める。
- 施設整備については、計画的な事業実施の観点から都市計画手法も含めて検討するとともに、公園事業など上面整備との連携による従来の進め方も一部見直し、治水効果の早期発現に努める。
- なお、各々の施設については、過去の浸水実績、浸水想定区域内の人口、建物の立地状況、治水施設の整備水準等を勘案し、治水効果等を検証しながら優先度の高いものから事業に着手する。

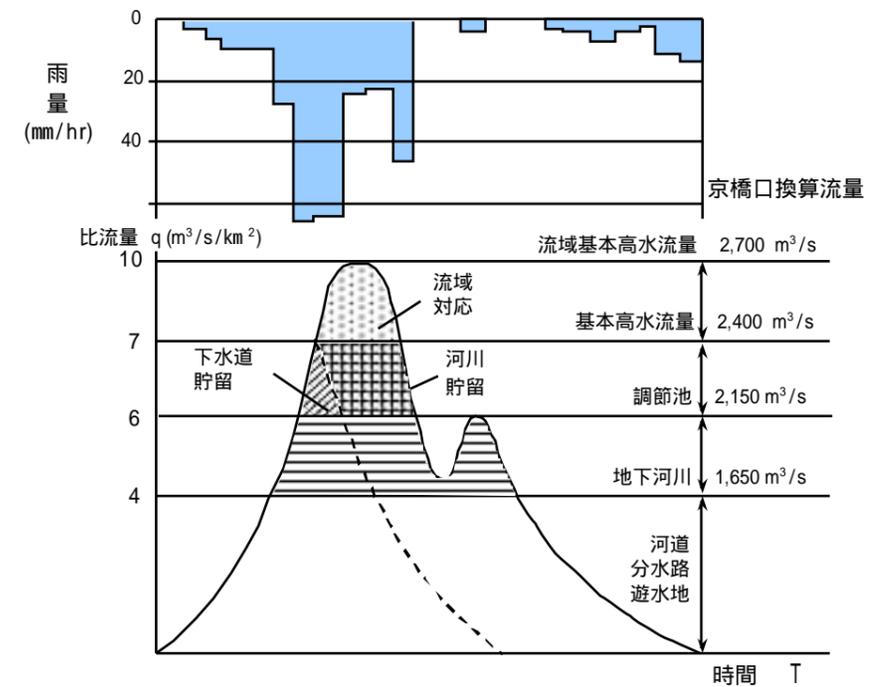


図 4.1 計画対象降雨及び施設分担

表 4.1 流域調節池の整備

番号	調節池名	市域	貯留量 (千m ³)	面積 (m ²)
A	西郷通	守口市	40.0	6,400
	萱島 B、守口、東野田、四条、中浜東、長吉、片江、太平、平野市町、新家、小阪合、その他	-	約 1,200.0	

注：番号は整備箇所図(P11 図 4.2)の番号を示す。

平成 25 年 3 月末現在別途 572.7 千 m³の貯留機能が確保済み。

整備箇所図(特定都市河川)

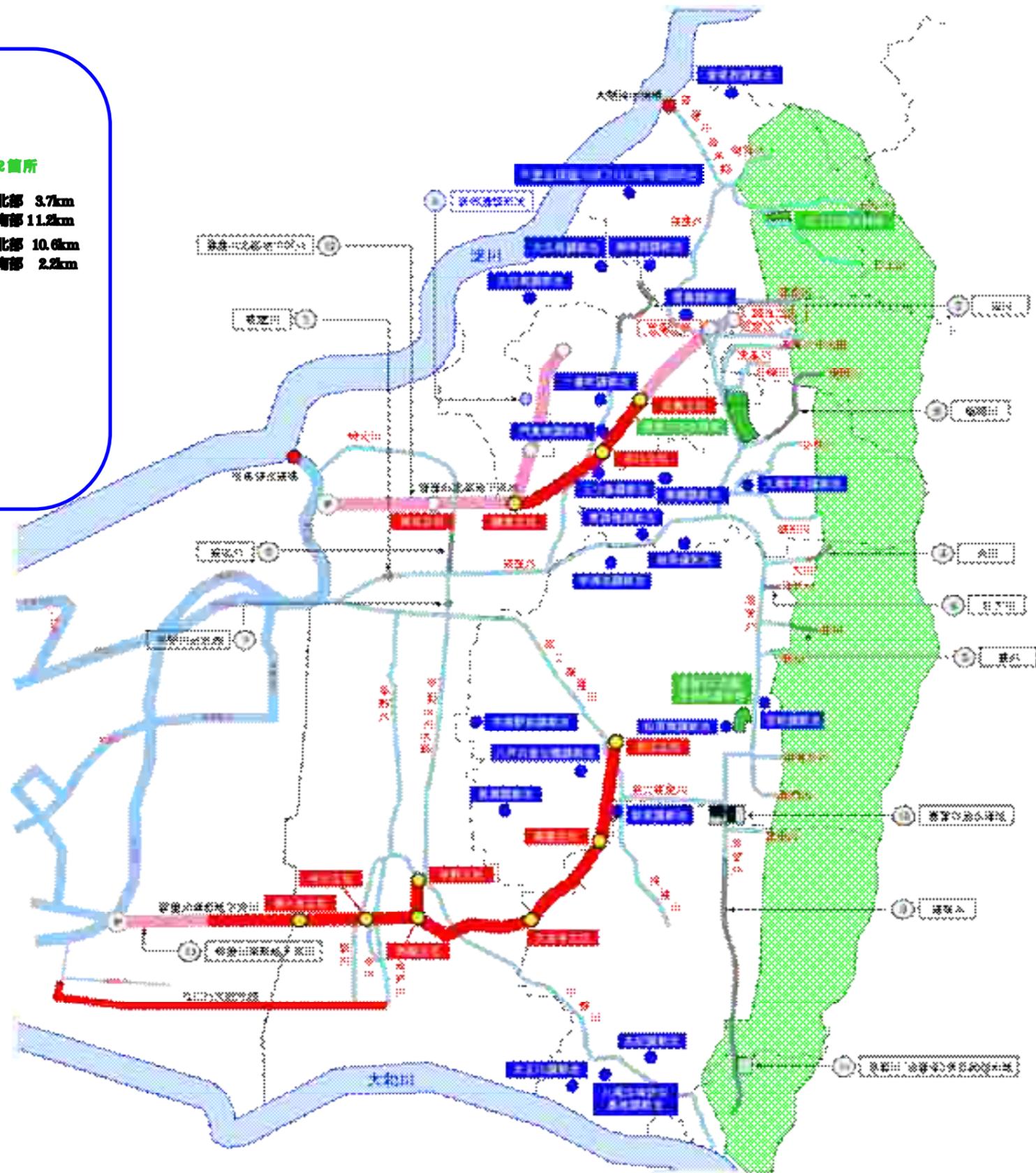
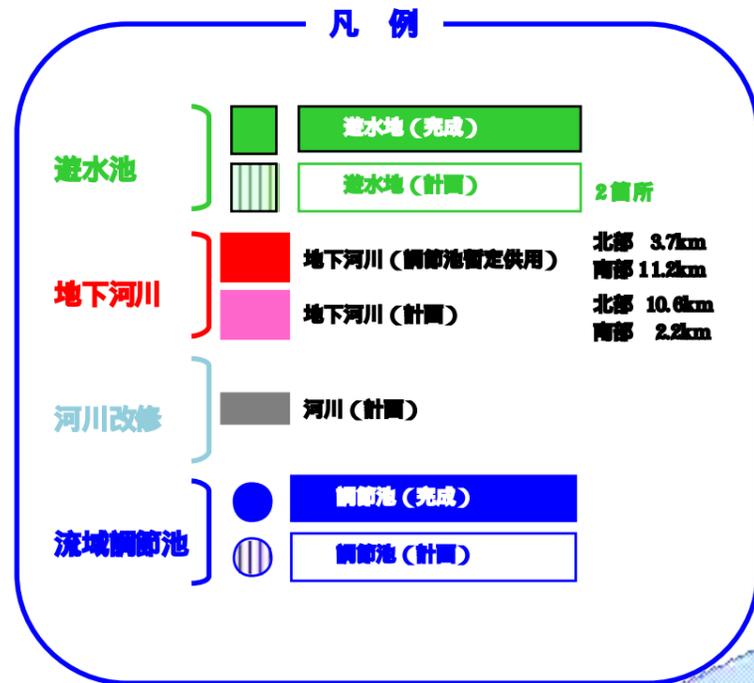


図 4.2 特定都市河川流域における整備箇所図

第5章 特定都市下水道の整備

第1節 都市浸水防止に係る下水道整備に対する基本方針

下水道管理者は、都市浸水防止の目標降雨に対して安全となるよう整備を行う。

(1) 流域下水道

合流式下水道区域及び一部の分流式下水道区域において、流域関連公共下水道からの雨水を受け、速やかに排除するよう河川（地下河川を含む）への放流施設及び雨水貯留施設の整備を行う。なお、河道への放流制限から概ね5年に一回程度の降雨による流出ピーク量までを河川に放流し、それを超え都市浸水防止の目標降雨までに相当する流出量については下水道貯留施設に貯留し、流出抑制を図る。

(2) 流域関連公共下水道

都市浸水防止の目標降雨による雨水に対して、合流式下水道区域については流域幹線に、分流式下水道区域については河川に、それぞれ排除するための施設の整備を行う。

(3) 単独公共下水道

都市浸水防止の目標降雨による雨水に対して、河川（地下河川を含む）への放流施設及び雨水貯留施設の整備を行う。

第2節 特定都市河川流域内の河川への放流

下水道管理者は、内水排除ポンプまたは自然流下により、約1,300m³/sの雨水を特定都市河川流域内の河川（地下河川を含む）へ放流する（表5.1参照）。

第3節 下水道管理者が行う雨水貯留浸透

下水道管理者は、特定都市河川流域内の河川（地下河川を含む）へ放流できるピーク量を超える約100万m³の雨水を貯留する（表5.1参照）。また、局所的に管渠の流下能力に不足が生じる場合は、流下能力の増加に加え、雨水貯留施設の設置についても検討を行う。なお、表5.1の計画貯留量は、各排水区の流末で一括して貯留した場合に必要な量を表しており、実施にあたり設置できる場所により必要となる貯留量が異なることとなる。

なお、貯留した雨水については、流況を確認のうえ、河川（地下河川を含む）へ放流する。

表 5.1 特定都市下水道の特定都市河川等¹への放流量及び計画貯留量

集水区	放流量 (m ³ /s)	計画貯留量 (m ³)	集水区	放流量 (m ³ /s)	計画貯留量 (m ³)
蹠	50.16	-	小阪合	25.00	17,000
萱島A	25.00	-	新家	57.50	22,000
萱島B	45.93	11,000	小阪	44.70	17,000
太平	34.70	18,000	川俣	84.20	25,000
深野北	15.13	5,000	寺島	36.00	59,000
氷野	37.00	16,000	長吉	53.37	82,000
深野	18.00	6,000	竜華	2.37	-
植付	15.00	2,000	平野市町（駒川含）	171.53	-
鴻池	77.30	17,000	平野	29.54	22,000
桑才	54.00	33,000	岸田堂	13.00	26,000
茨田	25.34	-	片江	12.18	12,000
守口	40.30	11,000	高井田	10.93	13,000
菊水	13.60	11,000	放出	9.06	-
なわて	2.35	-	城東	14.84	26,000
今福（江野川含む）	65.16	212,000	中浜西	15.14	228,000
東野田	22.20		中浜東	69.37	
城北	11.89	-	弁天(OBP含む)	60.37	
四条	40.00	45,000	計	1302.33	936,000

注：印（処理場を有する集水区）については、汚水も含んだ放流量を示す。

¹：河川には流域内河川（地下河川含む）のほか、淀川、大川などを含む。

整備箇所図(特定都市下水道)

寝屋川流域下水道		東大阪公共下水道	
図番号	幹線名	図番号	幹線名
1	古川放流幹線	57	新高井田幹線 他
2	中央幹線(一)	58	新長堂幹線 他
3	中央幹線(二)	59	新岸田堂幹線他
4	門真寢屋川幹線(一)	60	新大蓮幹線他
5	門真寢屋川幹線(二)	61	新川俣幹線
6	門真寢屋川幹線(三)	62	新小阪幹線・八戸の里雨水貯留施設
7	大東幹線(一)	63	宝町雨水貯留施設
8	大東幹線(二)		
9	門真守口幹線		
10	寢屋川幹線(一)		
11	四條畷幹線		
12	茨田幹線(一)		
13	茨田幹線(二)		
14	大東四條畷幹線		
15	寢屋川四條畷幹線		
16	大東門真幹線		
17	古川導水幹線		
18	友呂岐導水幹線		
19	中央(一)増補幹線(一)		
20	中央(一)増補幹線(二)		
21	中央(二)増補幹線		
22	中央(二)増補幹線(二)		
23	門真寢屋川(二)増補幹線		
24	門真寢屋川(三)増補幹線(一)		
25	門真寢屋川(三)増補幹線(二)		
26	大東(一)増補幹線		
27	大東(二)増補幹線		
28	門真守口増補幹線		
29	寢屋川(一)増補幹線		
30	四條畷増補幹線		
31	茨田(二)増補幹線		
32	大東四條畷増補幹線		
33	寢屋川四條畷増補幹線		
34	大東門真増補幹線		
35	古川増補幹線		
36	中央北幹線		
37	中央南幹線		
38	枚岡河内北幹線		
39	枚岡河内中央幹線		
40	枚岡河内南幹線(一)		
41	八尾枚岡幹線		
42	恩智川東幹線		
43	柏原八尾幹線		
44	飛行場北幹線		
45	飛行場南幹線		
46	飛行場北増補幹線		
47	飛行場南増補幹線		
48	柏原八尾増補幹線		
49	中央南増補幹線(一)		
50	中央南増補幹線(二)		
51	四条増補幹線		
52	枚岡河内中央増補幹線		
53	枚岡河内北増補幹線		
54	中央北増補幹線		

守口市公共下水道		大阪市公共下水道	
図番号	幹線名	図番号	幹線名
64	八雲七番線	71	太子橋中宮幹線
65	暁町松下線	72	毛馬今福幹線
66	本町松下線	73	友淵東野田幹線
67	緑町豊秀線	74	都島第1幹線
68	大枝寺方線	75	古市幹線
		76	清水今福幹線
		77	東野田今福幹線
		78	東野田今福第2幹線
		79	諏訪今福幹線
		80	今津放出幹線
		81	片江永田幹線
		82	深江中浜幹線
		83	田島中浜幹線
		84	天王寺弁天幹線
		85	天王寺森之宮幹線
		86	巽西逢阪幹線
		87	新今里寺田町幹線
		88	美章園田島幹線
		89	巽平野市町幹線
		90	平野市町平野幹線
		91	加美新家平野市町幹線
		92	荻田平野市町幹線
		93	駒川放流管

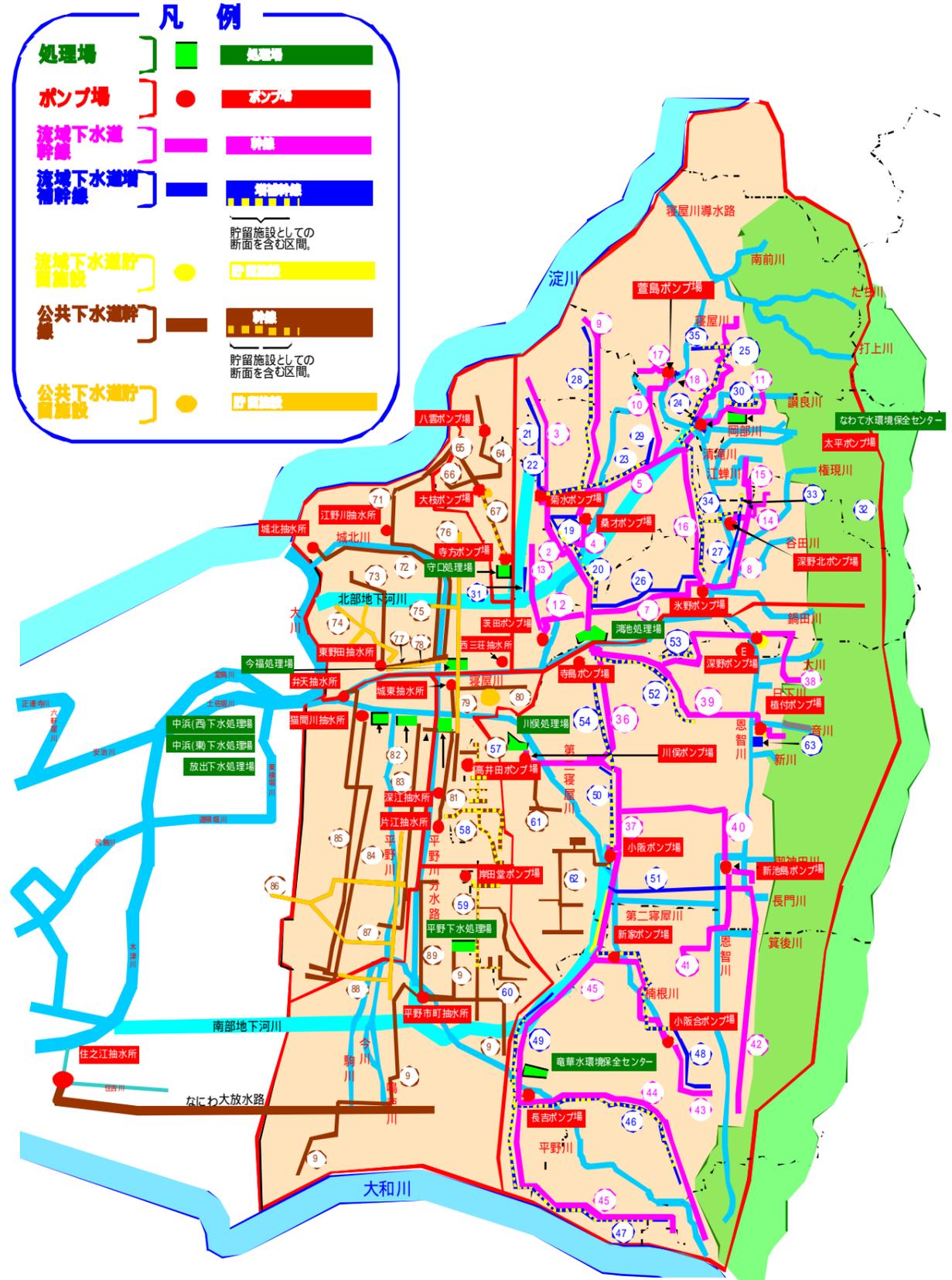


図 5.1 特定都市下水道における整備箇所図

寝屋川流域の洪水処理計画

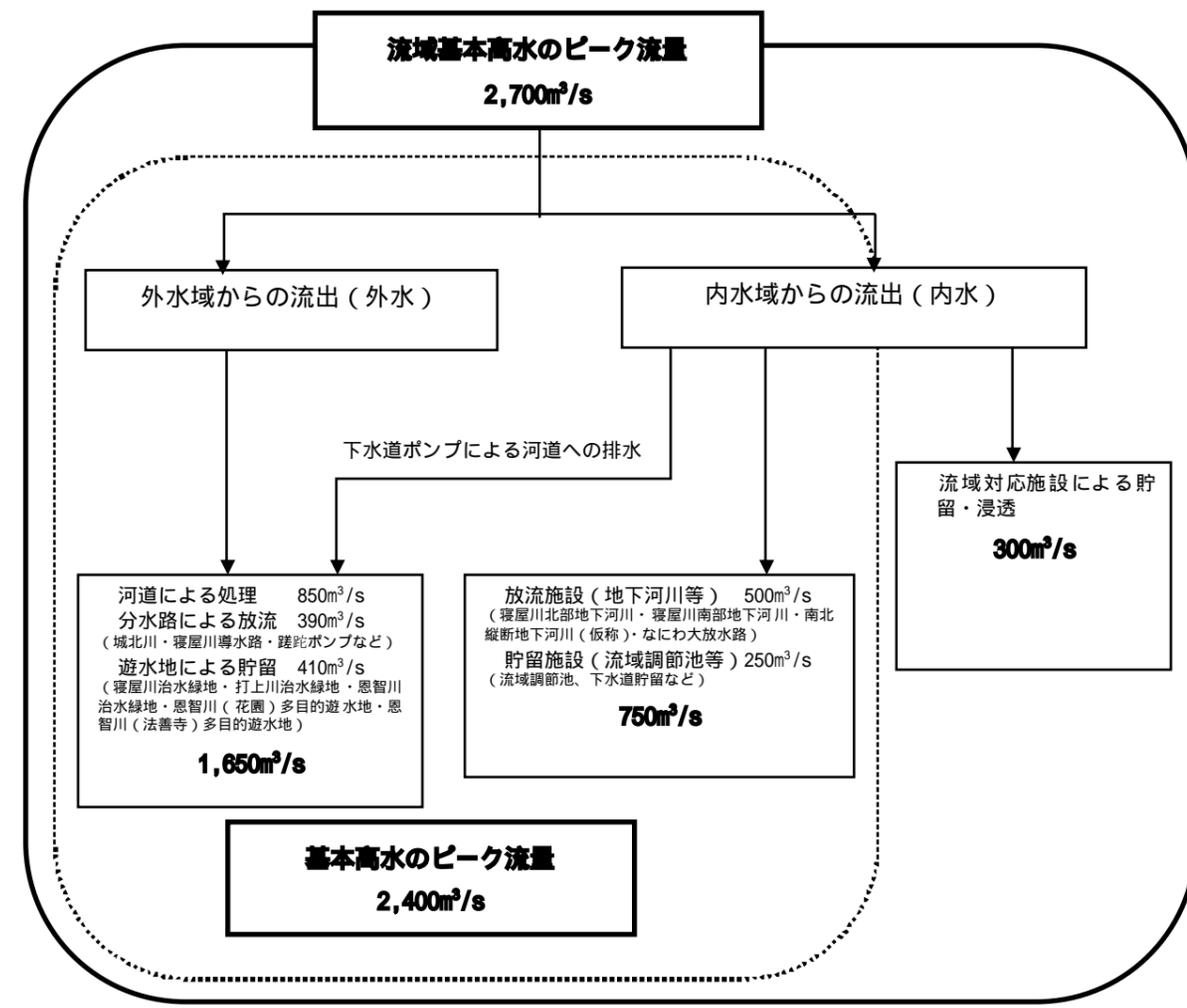


図 5.2 寝屋川流域の洪水処理計画
14

第6章 河川管理者および下水道管理者以外の者が行う浸水被害の防止を図るための雨水の 一時的な貯留又は地下への浸透

第1節 基本的な考え方

流域内の浸水被害の防止を図るため、流域基本高水と基本高水の差（ $300\text{m}^3/\text{s}$ ：貯留換算約 400 万 m^3 ）を流域の保水・遊水機能の確保及び回復に努める基本量（流域における対応量）として位置づけ、既存公共施設の活用はもとより、新たな公共施設の建設及び民間の開発に際しての貯留・浸透施設の設置などにより、流出抑制対策を実施する。

第2節 流出抑制対策の実施方針

- 寝屋川流域においては、これまでも開発に伴う貯留施設、校庭貯留、都市公園の貯留などの施設整備を継続的に進めており、平成 24 年度末時点で約 128 万 m^3 の貯留量を確保しており、流域における対応量の約 29%となっている。
- 河川管理者、下水道管理者以外の地方公共団体は、積極的に雨水貯留浸透施設の整備に努める。
- 大阪府の河川部局及び流域市は、小・中学校等の校庭貯留について、引き続き、関係部局と協議し計画的な整備に努める。
- 都市公園（児童遊園、ちびっこ広場等小規模なものは除く）の貯留については、引き続き、大阪府及び流域市が実施する都市公園の新規整備や改修に際し、公園の整備計画との整合を図りつつ、広場部でのオンサイト貯留や園路舗装、駐車場舗装、管渠、樹の浸透化を積極的に進める。
- 大阪府及び流域市が、新規に着手する都市計画道路については、道路計画等との整合を図りつつ、表面排水の抑制やヒートアイランド現象の抑制など環境負荷への軽減効果等も踏まえ、歩道部の透水性舗装を進めていく。
- 大阪府及び流域市の管理する既設道路についても、損傷の激しい箇所の補修などにあわせ、歩道部の透水性舗装を進めていく。
- 大阪府及び流域市が実施する公営住宅の整備に際しては、緑地の整備や歩道部における透水性舗装など、雨水の浸透を考慮した整備に努める。

第7章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作

第1節 基本的な運転操作のルール

現況の河川施設及び下水道施設を対象に、現在の整備水準を超える規模の降雨が発生した場合に、効果的に都市洪水を軽減するための特定都市下水道ポンプ運転操作のルールを定める。

地形の平坦な寝屋川流域の内水域の河川においては、いったん破堤が生じると、流域内の河川水が継続的に堤内地に流出し、被害の規模が大きくなり、その復旧にも長期間を要する。

そこで、ポンプ運転を調整して河川水位を下げなければ破堤につながる恐れがあることが明らかになれば、河川水位が破堤の生じる恐れのある水位に達した場合、あるいは当該危険箇所の水位特性を反映できる水位観測地点（基準地点）の水位がそれに相当する水位に達した場合、その水位を下げる効果のあるポンプ施設について運転調整を行うことにより、河川の破堤を回避することを運転操作ルールの基本とする。

ただし、ポンプ運転調整を行うことにより、都市浸水の範囲や浸水深が大きくなることもある。

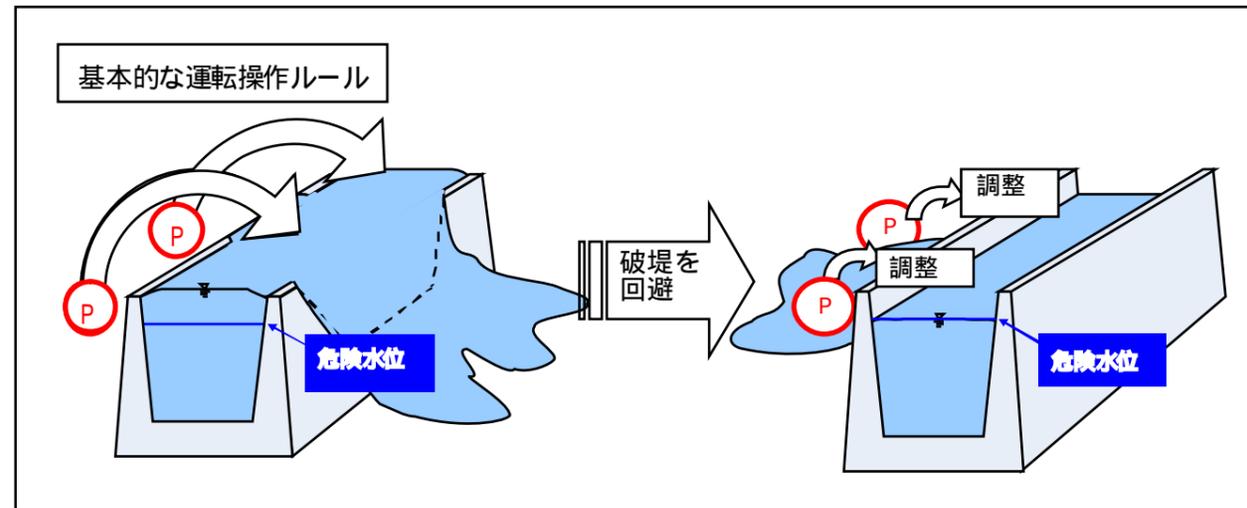


図 7.1 基本的な運転操作ルール

第2節 寝屋川流域における下水道の雨水ポンプ施設の操作に関する要綱

寝屋川流域において、河川の整備水準を上回る豪雨に見舞われ、河川からの越水及び破堤等による氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として、「寝屋川流域における下水道の雨水ポンプ施設の操作に関する要綱」を定めた（参考 参照）。

今後も、河川改修等の進捗状況の変化に合わせて、適正な見直しを図るものとする。

ポンプ運転調整を実施する者・・・・・・・・下水道管理者

基準地点とポンプ運転調整水位・・・・・・・・流域内の水位観測所のうち必要と認められる箇所を基準地点とし、基準地点において、破堤の危険性のある水位に達した時点で運転調整を開始、破堤の危険のある水位を 20 cm 下回った時点で運転調整を解除

表 7.1 基準地点と基準水位

ポンプ運転調整対象流域	基準地点	基準水位			
		準備水位	開始水位	解除水位	
寝屋川全流域	京橋水位観測所	OP+3.00	OP+3.50	OP+3.30	
寝屋川流域	古堤橋水位観測所	OP+3.30	OP+3.94	OP+3.74	
	徳庵橋水位観測所	OP+3.50	OP+4.62	OP+4.42	
	住道水位観測所	OP+3.90	OP+5.33	OP+5.13	
	会所橋水位観測所	OP+3.50	OP+5.25	OP+5.05	
	寝屋川治水緑地水位観測所	OP+4.20	OP+5.57	OP+5.37	
第二寝屋川流域	城見橋水位観測所	OP+3.20	OP+3.90	OP+3.70	
	平野川分水路排水機場外水位観測所	OP+3.20	OP+4.33	OP+4.13	
	昭明橋水位観測所	OP+3.40	OP+4.85	OP+4.65	
	新田大橋水位観測所	OP+4.00	OP+5.85	OP+5.65	
恩智川流域	下流	芝大橋水位観測所	OP+6.00	OP+6.18	OP+5.98
	下流	花園多目的遊水地水位観測所	OP+6.25	OP+8.13	OP+7.93
	上流	恩智川治水緑地水位観測所	OP+7.05	OP+7.60	OP+7.40
平野川流域	中高橋水位観測所	OP+9.10	OP+10.59	OP+10.39	
	剣橋水位観測所	OP+3.30	OP+4.40	OP+4.20	
	平野川三川合流点水位観測所	OP+3.80	OP+5.07	OP+4.87	
	鳥居先(平野川下流)水位観測所	OP+5.50	OP+5.97	OP+5.77	
平野川分水路流域	中竹測橋水位観測所	OP+7.70	OP+9.08	OP+8.88	
	太子橋水位観測所	OP+9.46	OP+11.48	OP+11.28	
	平野川分水路排水機場内水位観測所	OP+3.20	OP+4.35	OP+4.15	
	今里大橋水位観測所	OP+3.30	OP+4.63	OP+4.43	
古川流域	巽橋水位観測所	OP+3.30	OP+4.82	OP+4.62	
	鳥居先(平野川分水路)水位観測所	OP+5.00	OP+5.69	OP+5.49	
	徳庵橋古川水門内水位観測所	OP+3.00	OP+3.20	OP+3.00	
楠根川流域	桑才水位観測所	OP+3.20	OP+3.67	OP+3.47	
	萱振大橋水位観測所	OP+6.74	OP+8.18	OP+7.98	

対象下水道ポンプ場・・・・・・・・流域内の下水道ポンプ場のうち放流を調整した場合に河川水位へ一定の影響を与える施設で、ポンプ運転調整を実施する単位を河川ごとに設定

表 7.2 運転調整対象下水道ポンプ場

基準地点	京橋	古堤橋・徳庵橋・住道・会所橋・ 寝屋川治水緑地	城見橋・平野川分水路排水機場外 水位・昭明橋・新田大橋
運転調整対象 下水道ポンプ場	対象となるすべての 下水道ポンプ場	東野田抽水所・今福処理場・ 城東抽水所・西三荘抽水所・ 菊水ポンプ場・八雲ポンプ場・ 大枝ポンプ場・寺島ポンプ場・茨田 ポンプ場・寺島ポンプ場・ 鴻池水みらいセンター・ 氷野ポンプ場・深野北ポンプ場・ 太平ポンプ場・萱島ポンプ場	中浜東処理場・川俣ポンプ場・ 小阪ポンプ場
ポンプ運転調整 対象流域	京橋が開始水位を超過した場合の ポンプ運転調整対象流域	一級河川寝屋川流域が開始水位 を超過した場合のポンプ運転調整 対象流域	一級河川第二寝屋川流域が開始 水位を超過した場合のポンプ運転 調整対象流域

基準地点	芝大橋・花園多目的遊水地	恩智川治水緑地・中高橋	剣橋・三川合流・ 鳥居先(平野川下流)・ 中竹測橋・太子橋
運転調整対象 下水道ポンプ場	深野ポンプ場・植付ポンプ場	新池島ポンプ場	平野市町抽水所・長吉ポンプ場
ポンプ運転調整 対象流域	一級河川恩智川下流域が開始水位 を超過した場合のポンプ運転調整 対象流域	一級河川恩智川上流域が開始水位 を超過した場合のポンプ運転調整 対象流域	一級河川平野川流域が開始水位 を超過した場合のポンプ運転調整 対象流域

{ : ポンプ運転調整対象流域 : 基準点 : 下水道ポンプ場 }

基準地点	平野川分水路排水機場内水位・ 今里大橋・巽橋・ 鳥居先(平野川分水路)	徳庵橋古川水門内水位・桑才	萱振大橋
運転調整対象 下水道ポンプ場	放出処理場・深江抽水所・ 片江抽水所・平野処理場・ 高井田ポンプ場・岸田堂ポンプ場	桑才ポンプ場	新家ポンプ場・小阪合ポンプ場
ポンプ運転調整 対象流域	一級河川平野川分水路流域が開始 水位を超過した場合のポンプ運 転調整対象流域	一級河川古川流域が開始水位を 超過した場合のポンプ運転調整 対象流域	一級河川楠根川流域が開始水位 を超過した場合のポンプ運転調整 対象流域

ポンプ運転調整による制限放流量・・・下水道ポンプ場の雨水放流量の原則 50%に制限

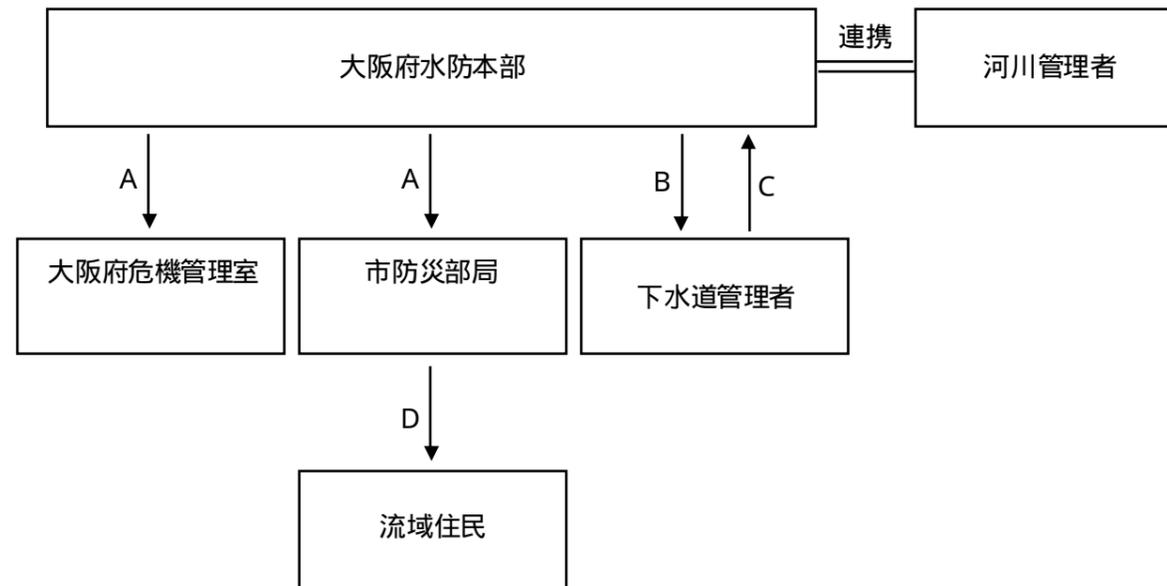
第3節 連絡・情報の伝達・共有、住民への周知

(1) 関係部局での連絡・指揮体制、情報共有

大阪府及び流域市の河川・下水道部局は、ポンプ運転操作ルールを効果的に機能させるため、関係部局と調整し、連絡・指揮体制の充実及び情報共有のための体制を整備することとする。

(2) 運転操作の実施に関する情報発信

河川管理者及び下水道管理者は、運転操作の実施に関する情報をそれぞれのホームページ等で公表するとともに、市防災部局は、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため適切なタイミングによる情報伝達を、CATV、ラジオ、広報車、エリアメール、防災行政無線の活用などにより、積極的な情報発信を行う。



- A 河川水位情報及びポンプ運転操作の指示状況の通知
- B 河川水位情報の通知・ポンプ運転操作の指示
- C ポンプ運転操作状況の報告
- D 避難情報の伝達

図 7.2 運転調整の情報伝達・指揮体制

(3) 住民への周知

大阪府及び流域市は、流域住民への理解と避難時の協力を求めるため、出水期前には、それぞれの広報誌へポンプ施設の運転操作に関する情報の掲載など効果的な広報に努める。

第4節 フォローアップ体制の確保

河川整備等の進捗等により、運転操作の基準となる水位等運転操作に関する事項に変更が生じる場合も考慮し、計画策定後も関係機関でフォローアップするための体制づくりに努める。また、将来の技術革新も見据え、フォローアップ体制の中で、運転操作による効果がリアルタイムで確認できるような統一モデルの構築も検討する。

第8章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置

第1節 防災情報の事前周知

大阪府及び流域市は、浸水被害の拡大防止を図り、府民の迅速かつ安全な避難に資するため、積極的に防災情報の事前周知に努める。

(1) 浸水実績図

- 国土交通省、大阪府、流域市で構成する寝屋川流域協議会は、浸水実績図を適宜更新、公表するとともに、毎年度の主要な浸水実績箇所等の情報共有に努める。

(2) 浸水想定区域図

- 大阪府の河川・下水道部局及び流域市の下水道部局は、浸水想定区域図を作成し、作成後速やかにホームページで公表することにより、浸水範囲や浸水深の情報を流域住民に提供し、浸水時の早期準備を促すとともに被害軽減に努める。

(3) 洪水ハザードマップ・内水ハザードマップ

- 流域市は、大阪府が作成した都市洪水想定区域図や大阪府、流域市、下水道管理者共同で作成した都市浸水想定区域図等を基にして、速やかに洪水ハザードマップ・内水ハザードマップを作成、公表、配布し、洪水情報をはじめ、避難情報、避難場所、平常時や避難時の心得、緊急時の連絡先等の情報を流域住民に提供し、被害の拡大防止に努める。
- また、必要に応じて見直しを行い、流域住民に対して、きめ細かな情報をわかりやすく、かつ見やすくなるよう、内容の充実と質の向上に努める。
- さらに、大阪府及び流域市は、洪水ハザードマップ・内水ハザードマップが有効かつ効果的に活用されるよう、流域住民への啓発に努める。

(4) 河川の改修状況

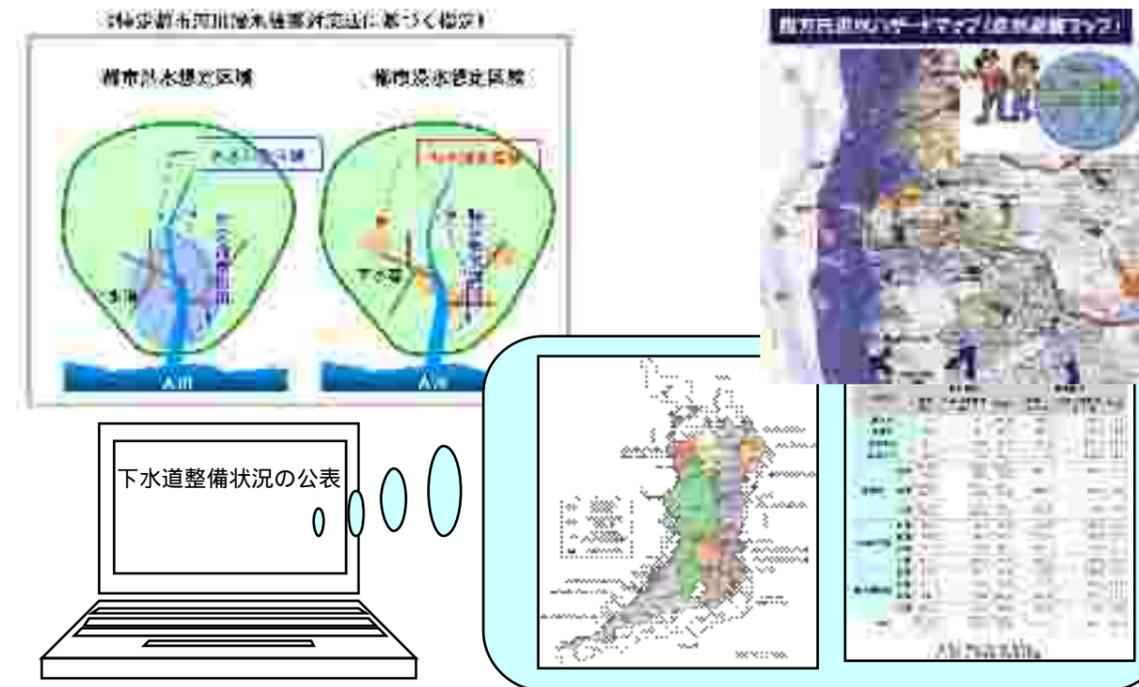
- 大阪府は、管理河川の改修状況について、ホームページで公表するとともに、未改修箇所の記事についても検討する。

(5) 下水道の整備状況

- 大阪府及び流域市は、流域下水道及び公共下水道の整備状況について、それぞれのホームページで公表する。

(6) 洪水リスク表示図

- 大阪府は、流域住民に対し、様々な降雨により想定される河川の氾濫や浸水による地先の危険度・浸水深を示した洪水リスク表示図の作成・公表に努める。
- 大阪府と流域市は、洪水リスク表示図に基づき、流域住民自ら生命を守るための避難行動につながるよう、流域住民を支援する。

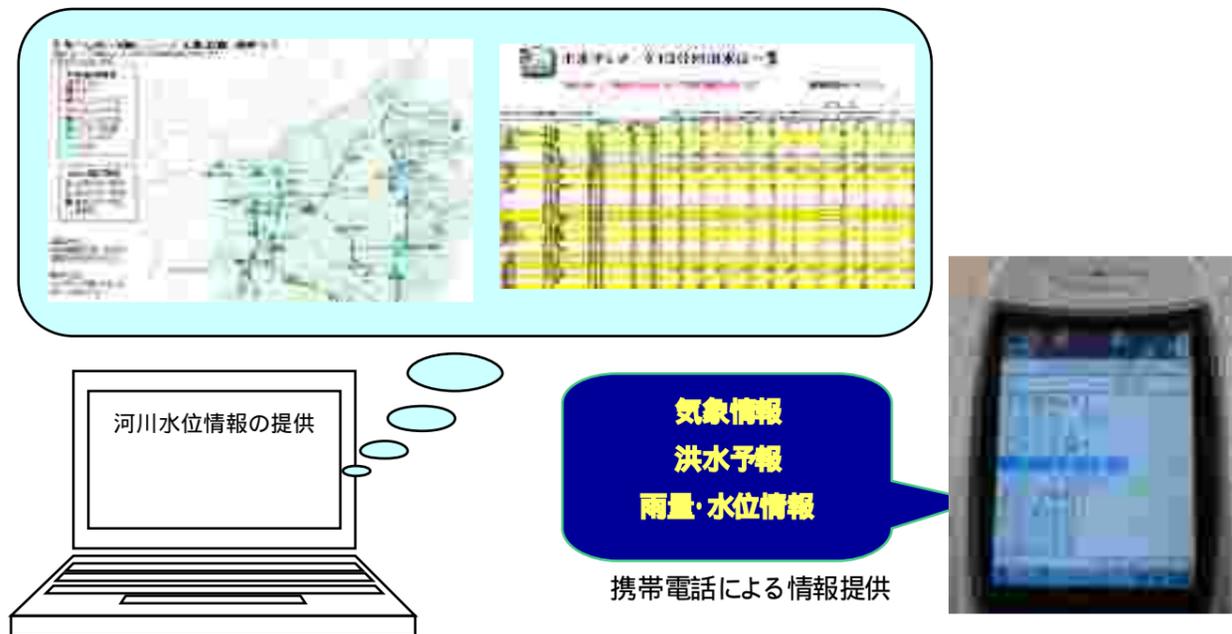


第2節 府民への広報や防災教育等

大阪府及び流域市は、浸水被害の拡大防止を図り、府民の迅速かつ安全な避難に資するため、積極的な広報活動や防災教育等に努める。

(1) 広報

- 大阪府及び流域市は、浸水の状況（床下浸水、床上浸水）ごとに、流域住民がどのような準備や対策をすればいいのかが一括して理解できるよう、具体的な防災情報の広報に努める。
- 大阪府及び流域市は、流域住民が自宅周りの点検を行うなど、浸水に対して弱い部分や自宅の地盤高さを流域住民が自ら把握し、事前に浸水に対する備えをしてもらうとともに、浸水時の迅速かつ安全な避難に資するため、梅雨前には、それぞれの広報誌へ掲載するなど効果的な広報に努める。
- また、流域住民が浸水時の危険の度合い、適切な避難時期や避難場所を自ら判断するのに役立つ情報（避難所やその他公共施設の地盤高さ等）の洪水ハザードマップへの掲載や公共施設での掲示など、住民の危機意識の向上につながる効果的な情報提供を行う。
- 特に、大阪府は、河川水位や雨量等の情報について、迅速な水防活動や府民の避難準備に役立てていただくため、大阪府管理河川のうち主要な64河川に設置された水位観測所のリアルタイム情報（10分更新）を引き続きホームページで公表する。
- また、大阪府管理河川に設置された量水標への「危険水位」「特別警戒水位」「警戒水位」等の表示や警報用のスピーカの設置についても検討する。
- さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に防災上配慮を要する者への対応も含め、様々な媒体を活用し、映像、図等により、多様な手法でわかりやすい情報提供に努めるとともに、流域住民が、日常生活の中で過去の浸水被害箇所や浸水高さ、あるいは洪水時の水位等を把握できるよう、効果的なPR手法についても検討する。



(2) 防災教育

- 大阪府及び流域市の河川・下水道部局は、防災部局と連携し、小学校等への出前講座や流域住民を対象とした防災出前講座、あるいは治水施設の見学会などを通じて、防災知識等の普及啓発に努める。
- さらに、地域の水災害の危険性を住民に認識してもらうため、過去の災害記録、地元のお年寄りの話など地域固有の災害に関する情報を整理し、流域市の教育委員会等と連携し、これらを題材にした防災教育のための教材作成についても検討する。
- また、大阪府の河川部局及び流域市は、関係部局と連携し、災害の語り部として防災教育の一端を担ってもらうための人材の登録、派遣の仕組みについても検討する。
- 今後、大阪府の河川部局は防災部局と連携し、流域市とともにボランティア、NPO、民間等との協働による防災教育についても検討し、可能な段階で適宜実施していく。

(3) 避難訓練

- 流域市は、例えば、関係地域との避難に関する具体的な運用ルールを取り決めるなど、地域で定例的に継続できるよう、可能な段階で適宜、洪水ハザードマップを活用した避難訓練や地元住民まで含めた情報伝達訓練の実施を検討する。

治水施設の見学会



出前講座



第3節 洪水時及び発災時の情報伝達

大阪府は、流域市が発表する避難情報や住民の自主避難の参考としてもらうため、水防管理者（流域市長、または水防事務組合の管理者）・消防署・警察署・流域住民に対して、水防警報河川のうち、洪水予報河川については、洪水予報等を提供し、水位周知河川については、水位到達情報等を提供する。

(1) 広報

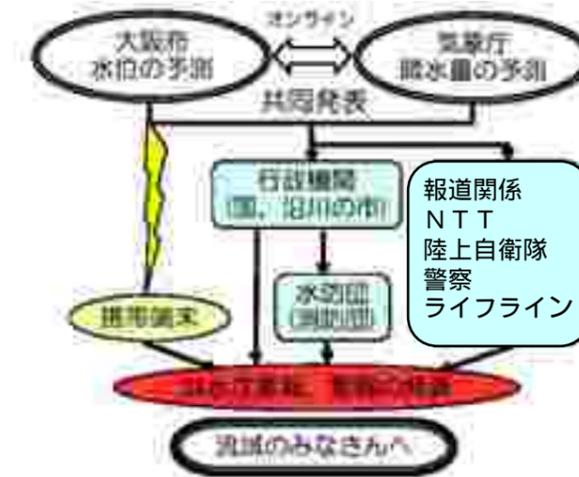
- 大阪府ホームページにより、大阪府管理河川の水位をリアルタイム（10分更新）で情報提供するとともに、はん濫危険水位、避難判断水位、はん濫注意水位に到達した場合などは、併せてその旨の情報提供を行う。
- 特に、大阪府の河川部局は、住民等にも、洪水時や高潮時に河川の危険な状況がわかるよう、CATVやラジオ等の媒体を活用した情報提供に努めるとともに、管理河川への監視カメラの設置によるリアルタイムでの河川情報の提供についても、その有効性を確認しつつ、段階的に実施する。
- さらに、洪水情報の緊急報道番組などメディアを活用し、わかりやすくかつ危機感がイメージできるよう工夫するとともに、土地勘のない流域外や他府県等からの車両あるいは滞在者に対する、安全な避難経路及び避難場所についての情報提供にも努める。
- ボランティア、NPO、民間等からの迅速かつ適切な情報収集体制についても検討を行う。
- 特に、大阪府及び流域市は、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者への対応も含め、様々な媒体を活用し、映像、図等により、多様な手法でわかりやすい情報の伝達に努める。

(2) 水防警報

- 大阪府水防本部は、水防警報河川（寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川）について、基準地点で、洪水時の水位が水防団員の出動の目安となる「警戒水位」に達したとき、又はその恐れがあるとき、あるいは超えることが予想される場合、水防管理者、警察署等への通知を行う。

(3) 洪水予報

- 大阪府水防本部は、洪水予報河川（寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川）について、気象庁の予測雨量に基づき、河川管理者が予測した基準観測点における河川水位が、はん濫注意水位等の基準水位に達する場合、又はそのおそれがある場合などには、気象庁と共同で洪水予報を発表するとともに、水防管理者、陸上自衛隊、国土交通省及び大阪府関係部局への通知と併せ、気象庁を通じて、報道機関の協力を得て、流域住民へ周知する。
- 大阪府水防本部は、洪水注意報、洪水警報等の洪水予報発表時に合わせ、避難判断等発令の判断を行うために参考となる情報（洪水予報発表時点での水位予測等）についても、適宜、流域市に提供する。



第4節 地下空間における対策

(1) 不特定又は多数の者が利用する地下空間(参考 参照)

- 流域市長は、地下空間の所有者又は管理者に対して、水防法第15条の3に基づく「地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画」の報告・公表について指導する。
- 大阪府及び流域市は、地下空間の管理者等に対して、積極的な防災情報の提供に努めるとともに、地下空間の所有者あるいは管理者に対して、地下空間へ接続する隣接の建物の浸水対策を促進するため、隣接の建物の所有者あるいは管理者やテナントも参画した協議会等の設置について検討する。
- 大阪府及び流域市は、不特定又は多数の者が利用する地下空間(地下鉄、地下街、地下店舗及び地下コンコース)の所有者や管理者に対して、浸水対策の実施や浸水時の避難計画の作成等について指導するとともに、浸水させない、浸水の開始時間を遅らせる等、安全に避難できるよう、以下について協力を要請する。

地下空間に浸水が起こる恐れのある状態を所有者や管理者が知ることができる措置を講ずること

地下空間の利用者に対し、避難が必要なことを周知することができる放送設備等を設けること(ただし、地下空間の面積が小さく、かつ多数の区画に分かれていないことにより、容易に避難を周知できる場合は除く。)

避難経路となる居室、廊下等は、利用者が避難終了するまでの間、安全に避難できる水深以上浸水しない構造とすること

避難経路となる階段は、利用者が避難を終了するまでの間、安全に避難できないほど激しい流れが生じない構造とすること

避難経路上にある扉は、利用者が避難を終了するまでの間、水圧により開けることができなくならないように設けること

避難は、昇降機その他浸水により使用できなくなる恐れのあるものを使用せずに行うことができるよう計画すること

照明又は非常用照明は、利用者が避難するまでの間、点灯していること

漏電防止のための措置を講ずること

管理者等は、必要に応じ、これらの措置とは別に避難が可能となる措置を講ずること

- 特に、重要な機器を設置する地下空間にあっては、以下についても併せて協力を要請する。

建築物の開口部(出入口は除く)は、浸水高さ以上の高さに設けること(ただし、防水板、防水扉等により浸水高さ以上の高さまで確実に閉鎖される場合は除く。)

出入口には、浸水高さ以上の高さの防水板、防水ゲート、土のう等を設けること

防水板等は、浸水を自動的に感知・作動するものであるか、又は管理者等によって容易に設置できるもので、かつ、浸水を管理者が知ることができる措置が講じられており、浸水高さの水圧に耐える強度及び水密性を有するものであること

防水板等が有効に機能するまでの間に地下空間に浸水する恐れがある場合、マウンドアップ

等による浸水防止措置を講ずること

排水口は、逆流が生じない構造とすること

防水板等が設置された場合においても、建築物内の利用者の避難が可能な構造とすること

(2) 特定少数の者が利用する地下空間

- 大阪府及び流域市は、特定少数の者が、主として利用する小規模なオフィスビルの地階あるいは地下居室の所有者や管理者に対して、以下について様々な機会を通じ啓発に努める。

避難経路となる居室、廊下等は、利用者が避難を終了するまでの間、安全に避難できる水深以上浸水しない構造とすること

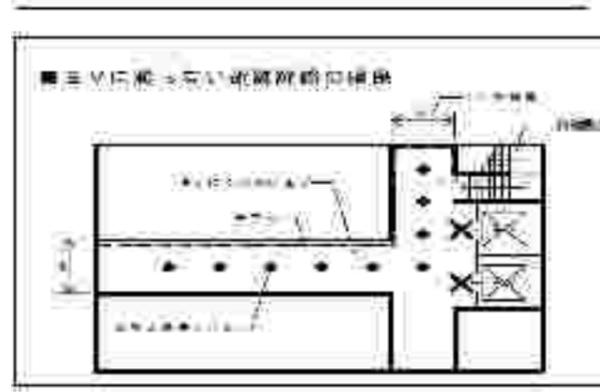
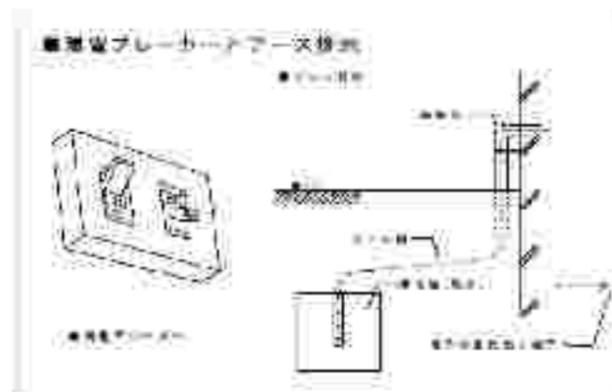
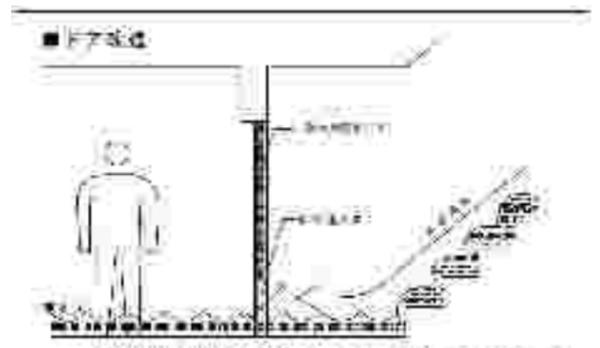
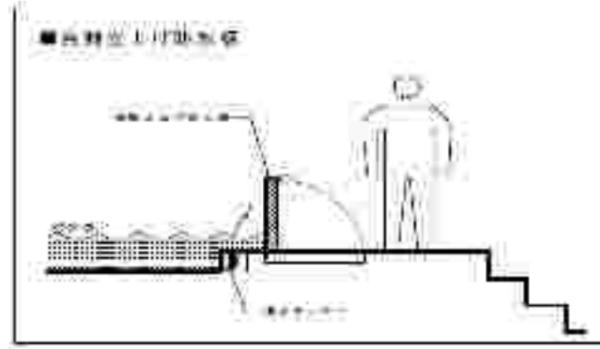
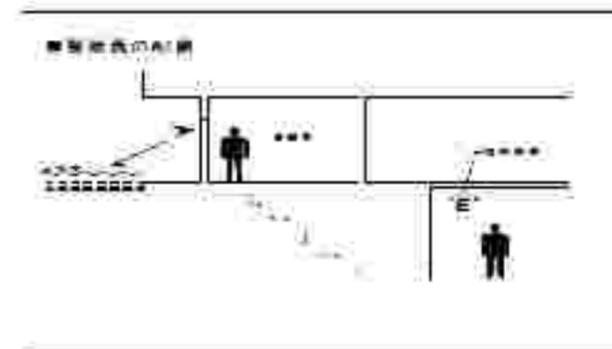
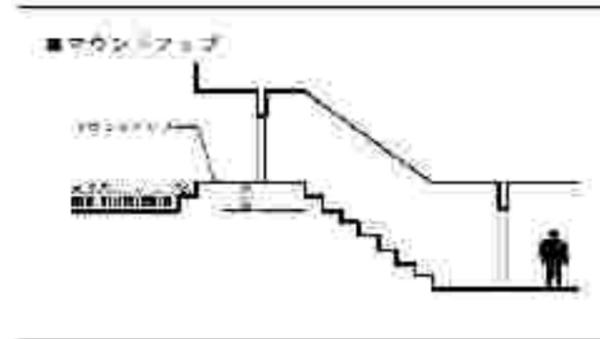
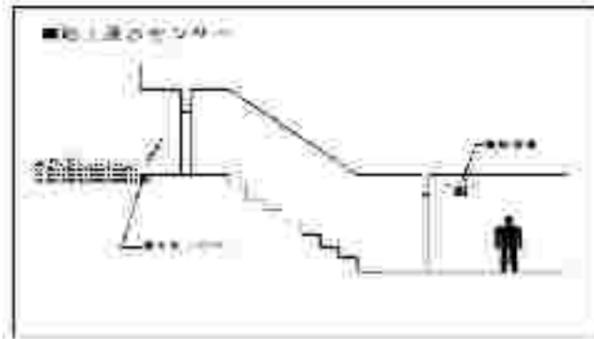
避難経路となる階段は、利用者が避難を終了するまでの間、安全に避難できないほど激しい流れが生じない構造とすること

避難経路上にある扉は、利用者が避難を終了するまでの間、水圧により開けることができなくならないように設けること

避難は、昇降機その他浸水により使用できなくなる恐れのあるものを使用せずに行うことができるよう計画すること

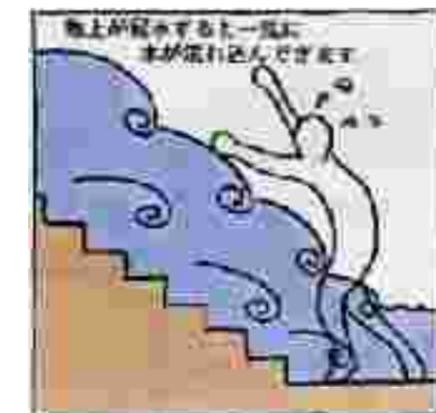
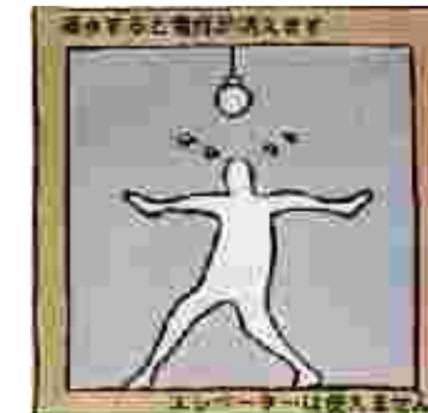
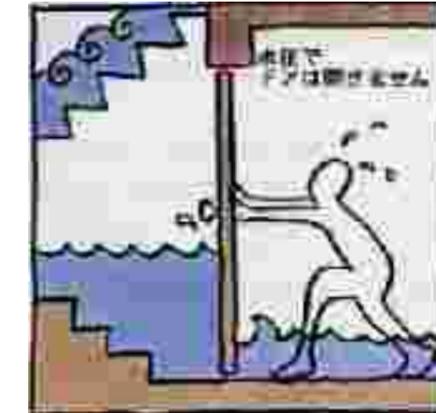
漏電防止のための措置を講ずること

地下空間における浸水対策イメージ



地下室では地上と隔絶されるため外界からの情報が入りにくく、状況判断が遅れる。

閉じている扉の向こうに水がある程度溜まると、扉を開けることができなくなる。外開きでも内開きでもあけることができず、その扉から避難できなくなる。



浸水により電気系統が停止し機械が止まり、電灯が消えるため室内の様子さえ分かりづらくなる。

流入してくる水に逆らって階段を上ることは困難かつ非常に危険である。階段の上から水が流れてくる場合は、水の勢いはさらに強くなる。

図 8.1 地下空間の危険要因

出典：『浸水時の地下室の危険性について』(財)日本建築防災協会パンフレットより
出典：『地下空間における浸水対策ガイドライン』国土交通省

第5節 建築物の耐水化

大阪府及び流域市は、新築や改築時に、流域住民だけでなく住宅メーカーや地元工務店などに対して、以下のような視点から、パンフレットやチラシ等により、効果的な啓発に努める。

なお、啓発にあたっては、浸水実績図や浸水想定区域図、洪水リスク表示図、あるいは洪水ハザードマップなど、他の防災情報とともに提供するなど、総合的に理解してもらえよう配慮する。

(1) 敷地への水の進入の防止

敷地の嵩上げ（盛土等）

塀などによる敷地の防御

(2) 床上への浸水の防止

ピロティーなどによる住宅の主要部分の高床式化

止水性のある外壁による家屋の防御

(3) 間取り等の工夫

2階や屋根からの脱出に備えた避難口やバルコニー等の設置

居間や水回り等の2階以上への配置

家財等の避難に備えた階段幅や踊り場の規模の拡大

空調機器や給湯機器の高所配置

(4) 材料や工法等の工夫

損傷を受けにくい材料、又は損傷を受けても取り替えやすい材料の選択

補修等が容易な工法の選択

(5) 排水や残留物の除去

床下に溜まった水や残留物の排出・除去に備えた排水口の設置

- 大阪府及び流域市は、建物の耐水化を誘導するため、住宅メーカー等を対象とした今後の新たな取り組みとして、例えば、建物の耐水化に向けた「水害に強い住宅」などの啓発・顕彰について検討する。
- また、過去、幾度となく浸水を被った地区等については、地域単位で建物の耐水化等がより一層促進されるような方策についても検討する。
- 大阪府及び流域市は、オフィスビルやマンション等の所有者や管理者、あるいは事業者に対して、洪水リスク表示に基づき、建て替えや新規の建築の際、建築を検討している土地・物件等の浸水に対する危険度を確認した上で、電気、機械設備等の高所配置、あるいは地上配置する場合には、建物の耐水化を図るなど浸水対策に配慮してもらえよう啓発に努める。
- 戸建て住宅等についても、建築主あるいは事業者に対して、水害のリスクがある土地においては、建物の耐水化など水害への備えや、新たな開発等を控えてもらえよう啓発に努める。

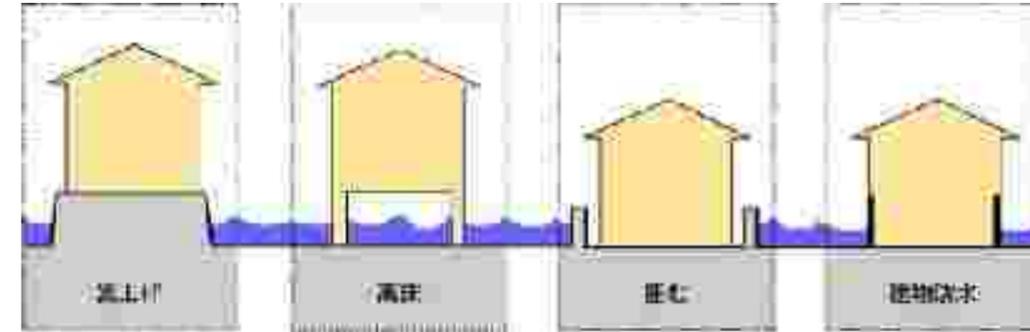


図 8.2 建物の耐水化のイメージ図

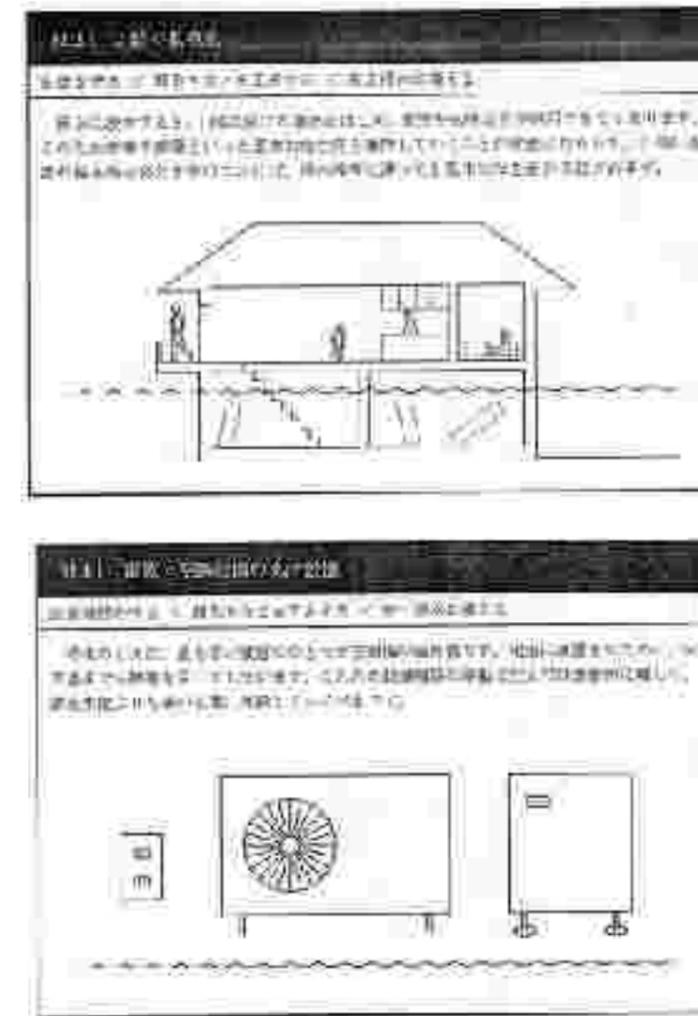


図 8.3 建築物の耐水化の例

出典：『家屋の浸水対策ガイドブック 安全な暮らしのために』発行 財団法人 日本建築防災協会

第6節 水防体制

洪水又は高潮の際には、大阪府、水防管理団体をはじめ流域住民の参加も得て水防活動にあたる。

(1) 大阪府の役割

- 大阪府は、水防能力の確保に努めるとともに、水防管理団体（流域市や水防事務組合）の行う水防活動が十分に行われ、かつ水防管理者が十分に責任を果たすよう指導する。

(2) 水防管理者の役割

- 水防管理者（流域市の長や水防事務組合の管理者）は、水防警報が発せられたときや水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。
- また、近年の水防団員の減少及び高齢化を踏まえ、専任団員だけでなく消防団員との兼任団員の有効かつ効果的な活用や自主防災組織などとの連携により、適切に水防活動ができるよう努める。

(3) 流域住民の役割

- 流域住民は、水防状況等に注意し、水防管理者等から要請があったときは、水防活動に従事するとともに、水防管理者から避難指示があったときはその指示に従うものとする。

(4) 配備態勢

- 大阪府は、常時勤務から水防配備態勢への切換えを確実かつ迅速に行うとともに、水防活動の完遂を期するため、以下の態勢により配備を行う。

警戒配備

気象情報と水位情報に注意する必要があるものの、具体的な水防活動を必要とするまでには時間的余裕があり、主として情報連絡を行う場合、連絡員を配備し、必要によっては自動車1台を待機する。

第1非常配備

今後の気象情報と水位情報に十分注意と警戒を要するとともに、水防活動が予想される場合、1個班ずつ12時間交替として配備し、水防業務にあたり、自動車1台を待機する。

第2非常配備

水防活動が予想される場合、又は開始し、第1非常配備では態勢不十分と判断される場合、2個班ずつ12時間交替として配備し、水防業務にあたり、自動車は緊急車を含め所有数の半数以上を待機する。

第3非常配備

事態が切迫し、大規模な水防活動が予想される場合、あるいは事態の規模が大きくなって、第2非常配備では態勢不十分と判断される場合、水防計画において定めた全員を水防業務にあたる。

- 水防管理団体（流域市及び水防事務組合）は、大阪府の配備体制に準ずるものとし、水防管理者（流域市の長及び水防事務組合の管理者）は予め具体的な配備体制を確立しておく。
- なお、非常配備につく時期及び解除については、水防管理者が大阪府水防本部長の発する水防指令、水防警報、その他の状況を判断のうえ主体的に行う。

- 水防管理者（流域市の長及び水防事務組合の管理者）は、水防管理団体と同様の基準により水防配備を発令し、水位が警戒水位以下となり、かつ危険がなくなった場合、又は高潮等の恐れがなくなった場合は、解除を行う。

第7節 円滑かつ迅速な避難の確保

- 流域市長は、災害対策基本法に基づき、流域住民、滞在者等に対して、避難のための立退きを勧告し、緊急の場合には、避難のための立退きを指示することができる。
- また、大阪府及び流域市は、近年の浸水被害での教訓を踏まえ、流域市長による適切な避難勧告や避難指示を支援する仕組みについても検討する。
- 流域市の防災会議は、水防法第15条第1項に基づき、当該流域市の地域防災計画に以下の事項を定める。
 - 洪水予報等の伝達方法
 - 避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - 浸水想定区域内に地下街等、または主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地
- 特に、浸水想定区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設については、洪水予報等の伝達方法を定め、住民に周知するよう努める。なお、周知にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者にもわかるよう、工夫するものとする。
- 流域市の防災部局は、河川部局と調整し、地域防災計画や洪水ハザードマップで指定されている避難場所について、浸水想定区域を踏まえて総点検し、避難場所の安全性を確認する。
- 特に、非常時には、周辺のオフィスビルやマンション等への避難も想定されることから、流域住民が、自らの判断で安全な場所に避難できるよう、適切な流域住民への情報提供についても検討する。
- また、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者に対する浸水時の避難誘導についても、内水浸水の特性を考慮し、最小限の移動による避難など、より安全な避難経路、避難場所の確保に努める。
- 特に、過去頻繁に浸水の実績があった地域においては、例えば、流域住民等のボートの所有なども有効な避難手段として啓発する。
- 大阪府および流域市は、洪水リスク表示図などを活用して、住民自らの避難訓練の実施などを促し、地域防災力の向上につながるよう支援に努める。

第8節 広域的な支援体制

- 知事は、水害の発生により流域市が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法に基づき、当該流域の市長が実施すべき措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。

- 大阪府及び流域市は、水害の状況からみて、当該流域市の水防団等のみでは十分な水防活動がなされない恐れがある場合に備え、近隣の流域市の水防団等が支援する体制の構築や緊急時に水防資器材の広域的調達が可能となるよう、資器材の使用、備蓄に関する情報の共有化、人員・水防資器材・水防車両等の配備・出動体制等を定めた広域支援計画の策定、応援協定の締結など広域的な支援体制の確立に向けて検討する。
- 大阪府は流域市や流域外の各市と調整し、当該流域市が壊滅的な水害を被った場合に備え、広域的な視点から避難経路や避難場所等について見直し、ハザードマップの強化を図るとともに、広域的な避難体制の確立に向けて検討する。
- また、大阪府は、大規模水害が発生し、又はその恐れがあり、必要と認められる場合には、平成17年6月14日付け、国土交通省近畿地方整備局及び近隣各府県（福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）で締結した「災害時の応援に関する申し合わせ」や、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づき、被害情報の収集・伝達、災害応急復旧、二次災害の防止等に係る業務の応援を要請する。
- なお、大阪府は、必要に応じて、国土交通省近畿地方整備局が保有する災害対策用資機材（ヘリコプター、衛星通信車、小型衛星装置、排水ポンプ車、照明車、対策本部車、土のう造成機、水陸両用車、応急組立橋、造水車）の応援要請も行う。
- 流域市においても、必要と認められる場合には、北河内7市による「災害相互応援協定」や流域市ごとに締結した「災害相互応援協定」等に基づき、人的・物的支援を要請する。

第9章 その他の浸水被害の防止を図るために必要な措置

第1節 流域水害対策計画の推進

- 国土交通省、大阪府、流域市で構成する寝屋川流域協議会等は、地域バランスを踏まえ、流域全体の治水安全度の向上を図るため、本計画に基づく河川事業及び下水道事業等を効果的かつ効率的に推進するとともに、大阪府及び流域市の関係部局の調整が円滑かつ機動的に進むよう、以下の事項についても調整等を行う。

河川、下水道、防災部局等相互の共通認識と意志疎通

本計画に基づく対策の進捗管理、モニタリング（点検）の実施及び効果の検証

下水道ポンプ施設の運転調整ルール等の実施及び課題等の調査・検討

「浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置」の推進に向けたアクションプログラムの作成検討

「防災情報の事前周知」に係る課題等の調査・検討

「府民への広報や防災教育等」の推進に向けた検討

「洪水時及び発災時の情報伝達」に係る課題等の調査・検討

「地下空間の対策」の推進に向けた検討

「建築物の耐水化」の推進に向けた検討

「円滑かつ迅速な避難の確保」に係る課題等の調査・検討

「広域的な支援体制」に係る課題等の調査・検討

都市洪水及び都市浸水防止の目標降雨を越えるような超過降雨に対する非常時の対策方針の検討

その他、本計画の推進に必要な事項の調査・検討

第2節 流域水害対策計画等の住民への周知

- 大阪府及び流域市の河川・下水道部局は、本計画について、それぞれのホームページ等により、流域住民への広報に努める。
- 大阪府及び流域市の河川・下水道部局は、流域住民に対して、小・中学校や地域住民を対象とした出前講座、施設見学会及び各種イベント等を通じ、浸水対策の必要性や本計画をPRするとともに、関連する啓発活動を推進する。

第3節 農地の適正な保全

- 大阪府及び流域市は、関係機関と連携し、貯留機能や流出抑制効果の見込める農地について、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）や生産緑地法に基づき、農業振興地域（農用地区域）や生産緑地地区として保全するとともに、大阪府農空間保全・活用指針を運用し、適正保全に努めるものとする。

第4節 生駒山系の保水機能の確保

- 大阪府は流域市と協力し、土砂災害防止を図るとともに、外水域での保水機能の確保に向け『生駒山系グリーンベルト整備事業』を推進する。

農業振興地域のイメージ



農用地区域内の土地については、その保全と有効利用を図るため、農地転用の制限、開発行為の制限等の措置がとられる。

農用地利用計画

農用地として利用すべき土地の区域（農用地区域）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定める。

<農用地区域に含める土地>

ア 集团的農用地（10ha以上）

イ 農業生産基盤整備事業の対象地

ウ 土地改良施設用地

エ 農業用施設用地（2ha以上又はア、イに隣接するもの）

オ その他農業振興を図るために必要な土地

出典：農林水産省 HP

生駒山系グリーンベルト整備事業



出典：国土交通省 HP

グリーンベルト整備の機能と効果

